令和８年第３回定例会

神津島村議会会議録

令和８年９月２日　開会
令和８年９月３日　閉会

神 津 島 村 議 会

令和８年第３回神津島村議会定例会会議録目次

招集告示……１
応招・不応招議員……３

第　１　号　（９月２日）

議事日程……５
出席議員……６
欠席議員……６
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……６
事務局職員出席者……６
開会及び開議の宣告……７
会議録署名議員の指名について……７
会期の決定について……７
諸般の報告……８
同意第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……２６
議案第３６号の上程、説明、質疑、採決……２７
議案第３７号の上程、説明、質疑、採決……２９
議案第３８号の上程、説明、質疑、採決……３２
議案第３９号の上程、説明、質疑、採決……３４
議案第４０号の上程、説明、質疑、採決……４８
議案第４１号の上程、説明、質疑、採決……４９
議案第４２号の上程、説明、質疑、採決……５０
議案第４３号の上程、説明、質疑、採決……５１
村長発言……５２
延会の宣告……５６

第　２　号　（９月３日）

議事日程……５７
出席議員……５７

欠席議員……５７
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……５７
事務局職員出席者……５８
開議の宣告……５９
認定第１号の上程、質疑、採決……５９
認定第２号～認定第６号の上程、質疑、採決……６５
地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告……７０
散会の宣告……７３
署名議員……７５

議案等審議結果一覧……７７

８神議第９号

令和８年神津島村議会第３回定例会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和８年８月２０日

神津島村長　前　　田　　弘

記

１　日　　時　　令和８年９月２日　午前９時３０分

２　場　　所　　神津島村役場２階会議室

３　議　　件

１　同意第　３号　神津島村教育委員会教育委員の任命について

２　議案第３６号　神津島村道路法面改修工事（村道１４号線）請負契約

３　議案第３７号　村道１号線道路改修工事請負契約

４　議案第３８号　神津島村手数料条例の一部を改正する条例

５　議案第３９号　令和８年度東京都神津島村一般会計補正予算（第２号）

６　議案第４０号　令和８年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

７　議案第４１号　令和８年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

８　議案第４２号　令和８年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

９　議案第４３号　令和８年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算（第１号）

１０　認定第　１号　令和７年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定

１１　認定第　２号　令和７年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

１２　認定第　３号　令和７年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

１３　認定第　４号　令和７年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

１４　認定第　５号　令和７年度東京都神津島村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定

１５　認定第　６号　令和７年度東京都神津島村農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定

１６　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

１番	小　林　正吾郎　君	２番	清　水　勝　彦　君
３番	清　水　　勉　君	４番	鈴　木　佑　典　君
５番	関　　真　樹　君	６番	中　村　親　夫　君
７番	鈴　木　国　忠　君	８番	石　田　隆美智　君

不応招議員（なし）

令和８年９月２日

（第　１　号）

令和８年第３回神津島村議会定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

令和８年９月２日（水曜日）午前９時３０分開会

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　会期の決定について
第　３　諸報告　諸般の報告
第　４　同意第　３号　神津島村教育委員会教育委員の任命について
第　５　議案第３６号　神津島村道路法面改修工事（村道１４号線）請負契約
第　６　議案第３７号　村道１号線道路改修工事請負契約
第　７　議案第３８号　神津島村手数料条例の一部を改正する条例
第　８　議案第３９号　令和８年度東京都神津島村一般会計補正予算（第２号）
第　９　議案第４０号　令和８年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第１０　議案第４１号　令和８年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
第１１　議案第４２号　令和８年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第１２　議案第４３号　令和８年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算（第１号）
第１３　認定第　１号　令和７年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定
第１４　認定第　２号　令和７年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
第１５　認定第　３号　令和７年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
第１６　認定第　４号　令和７年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
第１７　認定第　５号　令和７年度東京都神津島村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定
第１８　認定第　６号　令和７年度東京都神津島村農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認

定

第１９　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

出席議員（８名）

１番	小　林　正吾郎　君	２番	清　水　勝　彦　君
３番	清　水　　勉　君	４番	鈴　木　佑　典　君
５番	関　　真　樹　君	６番	中　村　親　夫　君
７番	鈴　木　国　忠　君	８番	石　田　隆美智　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	前　田　　弘　君	副　村　長	桜　井　隆　明　君
教　育　長	清　水　一　正　君	総務課長 (情報通信課長兼務)	鈴　木　　敦　君
企画財政課長	髙　橋　寛　規　君	福祉課長 (保育園園長兼務)	田　島　孝　二　君
産業観光課長	髙　橋　基　樹　君	建設課長	鈴　木　文　憲　君
保健医療課長	渡　辺　匡　哉　君	環境衛生課長	浜　川　浩　一　君
教育課長	佐　野　弘　明　君	空港消防所長	清　水　　豊　君
企画財政課係長	河　合　琢　也　君		

事務局職員出席者

事務局長	土　谷　文　康　君

傍聴人（１名）

丸　山　幸　雄　君

◎開会及び開議の宣告

○議長（石田隆美智君）　おはようございます。

ただいまから令和８年第３回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（石田隆美智君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、７番、鈴木国忠君、１番、小林正吾郎君を指名します。よろしくお願いします。

◎会期の決定について

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第２、会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議いただいております。

ここで、議会運営委員会報告を鈴木委員長に求めます。

委員長、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　議会運営委員会からの報告をいたします。

去る８月28日金曜日、午前９時30分より委員会を招集し、５名の委員並びに議長と事務局の同席を得て委員会を開会しました。

本定例会には、同意案件１件、契約案件２件、条例の改正１件、令和８年度補正予算５件、令和７年度決算認定６件、その他１件を含む16案件が上程されております。

以上を審議し、今会期日程については本日から９月30日までの29日間とし、会期中の日程については、お手元に配付いたしました議事日程のとおりです。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑な議会運営ができますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　ご苦労さまでした。

お諮りします。

会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から９月30日までの29日間にしたいと思い

ますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月30日までの29日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第３、諸報告を行います。

１として、令和８年第２回定例会会議録署名報告を５番、関　真樹君に求めます。

５番、関君。

○５番（関　真樹君）　令和８年第２回定例会会議録署名報告をいたします。

７月10日午前９時半より、石田議長、中村親夫議員と私とで、議員控室にて会議録74ページを閲覧し、慎重に精査した結果、誤字９か所の訂正を行い、あとは正確と認め署名いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君）　ご苦労さまでした。

続きまして、２として議長報告を行います。議長報告は、令和８年第２回定例会以後の報告をいたします。

６月15日、令和８年団体長懇話会及び夏季観光受入対策会議が開催され、出席しております。

続きまして、７月２日、３日で、漁協との合同で港湾関係要望を行っております。

６日に海上安全祈願祭が開催され、このときには天候が悪くて、海岸ではなくて生きがいでやりました。

10日、令和８年第２回定例会会議録署名を行っております。

13日、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の決算審査を行っております。

続きまして、同日、東京都町村会・東京都町村議長会合同会議及び結団式が行われております。

16日、全国離島振興市町村議会議長会の懇親会が行われて出席しております。

17日、令和８年度全国離島振興市町村議会議長会第１回の総会及び研修会が行われております。このときに、研修会の講師である九州の大学の先生の話だと、離島航路の話だったんですが、全国の離島航路は人員不足、これはもう全国的なものだと。中には新造船が建造で

きないで撤退する業者もいるというようなお話でした。この話は、東海汽船に限らず全国的なものだということです。

それに絡めて、外国人の船員が雇用できないかという提案をしましたが、国交省の職員の方がいらしたので。そうしたら、法律を変えないと現行のままではできないと。だから、ちょっとハードルが高いのかなと。でも、その高いハードルを越えて、外国人の方に船員になってもらってやるのも一つの方策かなと思います。

25日、愛らんどリーグ2026フットサル八丈大会、島じまん発表会が行われました。島じまんでは、神津のチームはかつお釣りを実演してくれて、優秀賞を頂きました。フットサルのほうは、惜しくも４位でした。

８月１日、物忌奈命神社の例大祭が行われております。

６日、東海汽船とのウェブ会議がありましたが、これは東海汽船の皆さんもご存知の不祥事の件で、東海汽船と各島の町村長、議長、副議長が会議をしました。

20日、東海汽船に対する要望活動を実施しております。この東海汽船の問題に関しましては、村長のほうから詳しい説明があります。

26日、石原環境大臣一行が来島し、それに対応しております。

以上、報告を終わります。

続きまして、３として行政報告を村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　それでは、時間をいただきましてご報告させていただきます。

先ほど、議長のほうからもあったように、東海汽船に関する報告が主な内容になっております。少し時間を要すると思いますけれども、よろしくお願いします。

まず、６月５日ですが、村議会全員協議会ということでございまして、この日は洋上風力の有望区域の指定に係る全員協議会ということで、その協議会の中で事業実施になった場合のメリットやデメリット、固定資産税とか交付金など、ある程度のそういう見込みがどういうふうに、どれぐらいのものがあるのか。また、漁場の確保や安全面、景観などについて心配する声も議員皆様のほうから挙がったところでございますが、全体としては全員一致で、有望区域の指定に異議なしと決定されたところでございます。

７日です。神津島社会福祉協議会バスハイキング、これは恒例のバスハイキングでございまして、村長が一日民生委員となって高齢者のバスハイキングのお手伝いをするということで、今年は去年よりも３名多い33名の方が参加していただきました。

11日は村議会第２回定例会。

13日は四島少年柔剣道大会。利島、新島、式根島、神津島の柔剣道の大会でございます。

18日、東京都島しょ民生・児童委員連絡協議会の総会。これは、大島、新島、神津島、三宅島、八丈島の会員及び事務局約100名が参加して行われました。飯田橋の家の光会館というところで、三宅都議とともに一緒に出席して、当初、町村会長として出席し、祝辞を述べたところでございます。

同じく18日の東海汽船の本社訪問でございますが、これは今回の件とは異なることで、それ以前から欠航とかが相次いだ、貨物船や何かの欠航も相次いで、そのことに対して山﨑社長に直接お会いしまして、このときに山﨑社長と事業推進篠田副本部長、羽田旅客部長と対面いたしました。このときは、私一人で行っております。

近年の旅客船、貨物船の相次ぐ欠航によりまして、日常生活に不便が生じている。それと、海産物や農産物などの発送も遅延していると。島内経済活動の低下、また、５月連休は本船、さるびあの運休の中、ジェットフォイル船も複数回欠航。これによりまして、来島客も大幅に減になったことなどを訴えました。東海汽船側としては、世界情勢により厳しい運営状況と相まって、この安全基準が厳しくなって欠航が多くなっていると、このようなことで説明がありました。この件に関しましては、三宅都議のほうにも私のほうから報告させていただいたところでございます。

次に、19日、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会及び島じまん2027実行委員会でございますが、この中では先進地の共同視察、11月下旬に香川県の小豆島ということで決定いたしました。また、愛らんどリーグにつきましては、７月25、26日、八丈で継続してやるということで開催されました。

22日、東京都環境局長谷川部長一行が来島されております。これは、環境局の再生可能エネルギー実装推進担当部長、長谷川部長と花井課長、そして担当が来島されております。洋上風力の発電有望区域指定に係る事務の進め方について、漁協の賛同が得られていないということで、漁協に対し、あまりにも早急な結論を出してくれというようなことであって、細かい協議情報提供等が不足であったということを反省しておりますと、このようなことでございました。今後、時間をかけて漁協の理解が得られるよう、説明を引き続きしていきたいということでございました。

同じく22日の町村長個別連絡会では、島内にて本会議場で開催されております。私以下、副村長、教育長、髙橋企画財政課長ほか担当者と出席して、神津島の現状、課題、農業、漁

業、観光業など、後継者不足や漁協市場の整備の件など、そのほか地域活動支援センターの移築の件等について、懇談形式で島の状況を訴えたところでございます。

23日は、環境省一行が来島されまして、これは神奈川にある富士箱根伊豆国立公園管理事務所の所長一行３名が来島しまして、天上山の白島歩道、これが今、白島の歩道脇が崩れて、この件で付け替えるということで報告があったところでございます。

30日は、東京都離島航路地域協議会、これはウェブ会議でございます。東京神津島航路以外の赤字運営航路、これは東京八丈島、小笠原海運の東京父島、そして神新汽船、伊豆諸島開発等、この赤字航路に係る令和９年度の運営計画についての承認がなされたところでございます。また、この中で東海汽船に続いて、神新汽船も島民の割引率40％のところを35％に改正するということも承認されております。

このウェブ会議の中で、働き方改革によって国からの行政指導や船員の不足等により、特に大島神津島航路についてジェットフォイル便、熱海航路の減便や廃止、さるびあ丸運休、橘丸、これは橘丸とかおがさわら丸のドック入りの際に代船になるということで、これらに伴って海上が荒れた場合、ジェットフォイル便が頻繁に欠航となるなど、北部地域島民の日常生活への影響や観光来島者の減による経済活性化の低迷が大きな問題となっていること、大型船の長期離脱時の代替船の配置などについて再認識、再確認されたところでございます。

船員の確保や安全面の確保、働き方改革の遵守など、容易に解決できる問題ではありませんが、島嶼町村会としては少しでも改善できるよう、共通課題としてこれからも引き続き協議していくと、このようなことで話されました。

７月１日の離島振興の促進等に関する要望活動、これは毎年行っているわけですが、全国離島振興協議会理事並びに関係者40名が６班に分かれまして、約300名の国会議員に有人国境離島に係る特別措置法及び令和９年度の離島振興法推進に係る要望などを要望しております。

２日、３日、神津島港湾等の関係要望、これは石田議長、小林副議長、前田漁協組合長、梅田船主組合長、私と建設課の担当６名で、神津島港、三浦漁港整備等について要望活動を実施しておるところでございます。要望先ですが、東京都の産業労働局、港湾局、国土交通省関東地方整備局、同港湾局、農林水産省水産庁。

港湾要望活動のほかに、船員の確保困難や働き方改革等によりジェットフォイル便の減便、さるびあ丸の他島航路代船に伴うジェットフォイル船の頻発化する欠航など、島民生活の不安定化や観光産業に大きな支障となっていることの報告及び対応について要望したところで

ございます。

また、この際に、三浦漁港の船上げのレールの整備についても話がありました。また、トイレ設置につきましても協議として要望されておるところでございます。

６日の関東地方整備局局長一行来島、これは国土交通省関東地方整備局港湾空港内藤部長、そして都の港湾局港湾整備部佐藤部長一行が来島されまして、港湾、空港等の視察をしております。

13日です。東京都町村会、そして東京都町村会議会議長会の合同会議です。東京都からの連絡事項、これは東京都の国民健康保険運営方針中間見通し、令和８年度の東京都市町村総合交付金、あと東京都の後期高齢者医療広域連合からの報告等があったほかに、今後の町村長会議、日程等が説明されております。町村会・議長会合同会議におきましては、令和９年度の東京都予算編成に係る要望案を全会一致で議決しております。７月29日に東京都知事並びに関係部局に要望活動を実施することで、決議しております。

15日、東京都港湾整備振興大会及び国土交通省港湾局長に対する要望活動、これは東京港、そして東京の全港、東京港、そして島嶼の港湾整備要望について議決した後、国土交通省港湾局長に９月２日に要望活動を実施するということで、このことで決議しています。

25日、26日は愛らんどリーグ及び島じまんで、先ほど議長が述べたとおりでございます。

29日、特定利用空港に関する説明会ということですが、これは皆様のほうに資料もお渡ししたところですが、国土交通省、防衛省関係者からの説明がありました。この特定空港は、東京都が管理する大島空港、新島空港、神津島空港、八丈島空港、この５空港について自衛隊や海上保安庁等が国民の生命、財産を守る上で緊急性が高い場合、今までは、その都度訓練する場合には、そのたびに申請していたんですけれども、年間まとめて申請を出せば使用できるようなというような話でした。この件につきましては、この議案等が終了した後に資料を皆様のお手元に用意してもらってお話ししたいと思いますので、時間をいただきたいと思います。

同じく29日の東京都令和９年度予算編成に係る要望ということで、この要望のほうは、東京都の町村会会長、師岡会長、そして私、副会長、神津島村長で、町村議会の濱中副会長、これは日の出町ですね。総務部会の吉本会長、檜原村の村長でございます。あと事業部会、渋谷村長、そして小笠原の池田議長で参加しております。要望先ですが、都議会の自民党、都民ファーストの会、公明党、立憲民主党・ミライ会議・生活者ネットワーク・無所属の会に要望しております。また、東京都総務局、港湾局等17局への要望を実施しております。

30日は、竹林映画監督が夫妻で来島しております。これは、神津島で撮影された「見えない娘」という映画でございますが、島民の方も50名ほどボランティアで参加されておりまして、８月18日に神津島で上映会を開催したところでございます。内地での全国、北海道から沖縄まで、100か所近くの映画館で８月28日から上映開始ということでしたが、それに先駆けて10日ほど早く、神津島のほうでは上映されたところでございます。

次に、この31日、冒頭で話しました東海汽船の不祥事報告ということで、この31日の朝に都の港湾局、儀間離島港湾部長より、東海汽船不祥事に伴う行政処分の可能性大のために極力島民の不便とならないよう、国と協議を進めていくというようなことで報告を受けてきました。また、東海汽船の山﨑社長からは、今回の経緯について報告がありました。それでは、今年の正月、夜航船、この船の中でお神酒を飲み、そのまま職務に就いたと。また、ジェットフォイル船の呼気検査、これはアルコールの検査ですね。これの代替を実施したと。また、ジェットフォイル船の扉を開けた状態で３回ほど運行していたと。このようなことで処分を受けるというようなことで、報告を受けたところでございます。

これを受けまして、次の１日、２日が土日だったものですから、３日の日に急遽、私が島嶼町村会の会長として、臨時の島嶼町村会の緊急会議を招集しまして、これウェブ会議で実施しております。この会議の中、早急に国や東京都に対して、そのほか関係機関に対して、村民の生活に影響が出ないよう要望書を提出する、要望書提出前に国土交通省運輸局長等に面談を求めることで意見が一致したところでございます。

それで、８月６日には都知事に対しまして要望書を提出済みでございます。

また、８月10日には、国土交通省の運輸局長との面談が30分ほど実施されておるところでございます。

この東海汽船に関しまして、まだまだ続きますが、６日の日に東海汽船より不適切事案に係る事情説明ということで、各島行政、そして議会に対し山﨑社長より報告、そして説明があったところでございます。神津島では、石田議長、小林副議長、そして私と副村長で出席しております。先ほど話しした７月31日の報告の経緯につきまして、そして今後の対応について説明がありました。この段階では、８月21日に関東運輸局による聴聞が行われる。９月下旬、運輸局へ改善計画書を提出する。行政処分が行われた場合においても、島民生活の影響を最小限に抑えることを最優先として、代替輸送手段の検討をするとの説明がされたところでございます。

10日ですが、同じくこの東海汽船不適切事案に係る国土交通省運輸局との面談でございま

す。この不祥事につきまして、国土交通省関東運輸局の考え方、方針などについて確認するための面談ということで申込みをいたしまして、この日に実施となったわけでございます。この段階では、まだどういう内容であるのか、状況がまだ把握できなかったために情報の共有ということで面談を申し入れて、要望活動ということでは、この段階ではありませんでした。

島側からの出席といたしましては、島嶼町村会会長、私と大島、坂上町長、利島、村山村長、新島、大沼村長、八丈島の山下町長ほか、一部事務組合職員、そして都側のほうからは総務局行政部多摩島しょ振興担当近藤部長、東京都港湾局離島港湾部儀間部長、関東運輸局の出席者は澤井運輸局長、醍醐次長、西川海上安全環境部長ほかが出席されております。

運輸局としては、この島民生活のことも理解しておると、その点も考慮して処分を決定する方針とのことでしたが、９月に提出を予定されている、この東海汽船からの改善計画を確認した上で決定するとのことでございました。

また、この処分が決定されるまでには、９月いっぱいは東海汽船は通常運航できるのかという確認をしたところでございますが、その件については当局としては答えられないというようなことでございまして、ただ、日程的に９月いっぱいは改善計画を出して、その後の処分ということになりますから、あとは各島嶼の町村で判断して、通知なり報告する分には構いませんということでございまして、私のほうからも９月いっぱいは通常運航ができますよということで観光協会、関係部署にお話ししたところでございます。

また、国土交通省とは、今後の要望などについては互いに情報共有しながら対応していくことということで意見一致しまして、30分間にわたり意見交換を行ったところでございます。

続いて13日ですが、この島嶼町村長会議、これはウェブ会議ですが、10日の日には全町村長が出席しておりませんでしたので、13日に会議を開きまして、欠席された町村長も含めて情報共有するということで会議を開きました。また、今後の要望活動及び要望内容についても協議したところでございます。また、この段階で島民の生活の安全・安心を守るためにも、東海汽船に対しても要望をしていくということで決まったところでございます。

18日は、東京都建設局道路建設部松島部長一行が来島されまして、これは着任挨拶ということで来島されまして、島内視察をしていきました。

18日、20日は、奥多摩洋上セミナー一行が来島されまして、児童・生徒38名、保護者10名、計48名が神津島でのセミナーを実施していきました。

20日ですが、同じく東海汽船に対する要望活動を実施したところでございます。東海汽船

不祥事に係る今後の対応等についての要望内容となっております。島側の出席としましては、私と利島、村山村長、新島、大沼村長、三宅島、山高村長、御蔵島、徳山村長、八丈島、山下町長、青ヶ島の佐々木村長が出席しました。また、議会のほうからは、八丈の山本議長、これは島嶼町村議会の会長でございます。大島の鶴崎議長、利島の加藤議長、神津島の石田議長、御蔵島、栗本議長で出席しております。東海汽船のほうの出席者は、山﨑社長ほかの方が出席されました。

東海汽船、山﨑社長に対しまして、私のほうから私と議長会の会長、山本島嶼町村議会の議長会会長から東海汽船行政処分に係る対応についてということで、要望書を手交しております。

この要望の内容ということでございますが、島のライフラインを担う事業者として責任を重く受け止め、法令順守の徹底、安全管理体制の抜本的見直し。２番目として、適切な改善計画の策定と実効性のある安全対策の着実な実行。３番目として、関係自治体に対する早期情報の提供。４番目として、代替輸送の確保並びにそのほかの必要な対策について、国や東京都、関係機関との十分な協議を行うことなどについての要望内容となっております。

東海汽船は、その次の21日に国からの聴聞を受けるということで、今後の改善計画の策定等真摯に対応していくと、このようなことでございました。

25日、これは東京都町村長会議で、これは東海汽船の関係とは異なりますが、東京都からの連絡事項ということで、都の環境局からごみ処理の長期広域化計画の策定という説明がありまして、令和９年度の中で、このごみ処理長期広域化計画策定を令和９年度で行うと。これは令和32年度まで、2050年までの計画を策定するということでございまして、この計画の中に島嶼部も含めた、要は我々の島嶼部は各島で一つの焼却炉、焼却施設等を整備しているわけですが、島嶼全体広域、もしくは内地の区部等を含めた広域化も含め、計画、検討したいということでございました。

次に、その中で熊本地震の災害見舞金は、この島嶼町村会のほうから200万円をということでございます。

26日、27日は、石原環境大臣が来島されました。この懇談会の席では、天上山整備に関する話題として、先ほどお話ししたごみ処理に関する話題、東海汽船不祥事に関する話題など多くの意見交換がなされたところでございます。

28日は、新ケミカル商事株式会社、来庁されております。これは令和４年度にも来庁して、神津島に対して50万円の寄附をしていただいたところでございます。その令和４年度に続い

て、今回も２回目として50万円の寄附を、この日は目録を受け取ったところでございます。上田社長、金﨑専務、小林部長が来島されました。この会社は、神津島の公共事業の資材等を搬入している業者ということでございます。

ここに載っておりませんが、この東海汽船に関する新たな情報といたしまして、８月28日付で国土交通省関東運輸局から東海汽船に対し、安全統括管理者及び運航管理者が９月28日を期限とする解任命令が出されたところでございます。これらの件については、今、村のほうのホームページから東海汽船のほうにリンクして、東海汽船のこれらの不祥事の関係が分かるよう、今リンクを進めておるところでございます。

当然、この安全統括管理者等が解任されれば船の運航はできないわけで、この点を８月28日付で報道された後に、私のほうから直接東海汽船の山﨑社長に対し、この件を確認しました。現在は、新たな安全統括管理責任者等を選定して、今後の改善計画に盛り込んで、そして運輸局にこの改善計画書を提出する準備を進めておるところです。このような回答でございます。

また、国土交通省の関東運輸局への直接の要望活動ですが、９月15、16、17日ということで、各島の議会が落ち着いたところでという日程で関東運輸局のほうにはお話ししていましたが、その日程では向こうのほうが都合がつかないということで、９月９日ということで指定されまして、今その件で各島と連絡を取り合っているところでございます。ただ、この９月９日が各島も議会運営の中で、なかなか全員が出るのが厳しい状況であると。また、私も13日、８日から村長選挙が始まります。13日が投票日となっておりまして、この関係から私も出席できないということで、石田議長のほうに、何としても神津島から出てもらいたいということで、議長にはお願いしたところでございます。

以上、私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田隆美智君）　ご苦労さまでした。

行政報告について質問のある方は、本定例会日程終了後、時間を取りますので、そのときに質問してください。

続きまして、４として教育行政報告を教育長に求めます。

教育長、清水君。

○教育長（清水一正君）　それでは、令和８年６月１日以後の主なものについてご報告させていただきます。

６月13日、小学校親子ふれあい広場。これまでの神津小まつりから形を変えて開催されま

した。親子のふれあいを重視したものでしたが、いろいろとご意見を聞き、引き続きよりよいものにしていければと思います。

22日から29日、小学校移動教室（都内・栃木日光）、小学校６年生になります。芝税務署や国会議事堂、そして日光方面へ行き、世界遺産を見学いたしました。日本の政治の仕組みや歴史、文化、自然などについて学んでまいりました。台風の影響による船舶欠航のため、延泊となりました。

30日、小学校地域人材フェス。児童が神津島への愛着を持つために、地域人材と学校が各教科の狙いや手だてを共有し指導に当たる。また、アドバイスを受けるなどのために、新たに取り組みました。

７月１日、小学校「笑顔と学びのプロジェクト」、実技指導・講演、元Ｊリーガー、瀬沼優司氏。東京都教育委員会の事業で、今回、清水エスパルスなどで活躍された瀬沼氏から実技指導を受けるとともに、自身の経験した挫折や挑戦することなどについてご講演いただきました。

10日、佐久市中込小学校オンライン交流（小学校４年生）。友好都市の佐久市にある中込小学校と神津小学校４年生がオンラインにて、総合で取り組んでいるごみ環境問題などについて話合いが行われました。当日、中込小学校には文科省が視察に訪れたと聞いております。

２ページをお願いいたします。

11日、小学校道徳授業地区公開講座、講演、日航ジャンボ機御巣鷹山墜落事故被災者家族の会。41年前の昭和60年８月12日に520名もの人命が奪われた墜落事故で、この際、次男を亡くされた家族の会の美谷島事務局長様に、小学校体育館でご講演いただきました。先日、ＮＨＫの番組で、その講演会の映像が放送されました。

14日、小学校サーフィン教室。今年度初めて、小学校においても授業でサーフィン教室を開催いたしました。多くの保護者、指導者にお手伝いいただき、子供たちもとても楽しんでおりました。

19日、東京都中学校バレーボール選手権大会。下の22日のバドミントン、23日のサッカーとともに中学校選手権大会、通称都大会でありますが、こちらに進みました。特に女子バレー部は初めてかと思いますが、１回戦を突破いたしました。今の中学校生が歴代最強のチームかと思います。改めて、ご指導いただいている方々にも感謝申し上げます。

23日、神津高校、しらすな寮合同見学会。来年度の神津高校離島留学希望の都内の中学校３年生21名と保護者の方が来島され、神津高校としらすな寮を見学、また個別相談等を行い

ました。

27日、東京少年柔道・剣道錬成大会（日本武道館）、警視庁の大会で４連覇を目指しましたが、残念ながら昨年度と同じ決勝の相手に敗れ、準優勝とのことですが、立派な成績であります。また次回、優勝してくれると思います。

８月18日から20日、奥多摩洋上セミナー来島児童交流。小学生27名、中学生11名とスタッフが来島され、天候にも恵まれ、神津小学校児童との交流を行いました。

25日、令和９年度東京都教育予算編成要望（都庁）。来年度予算について、東京都庁において、東京都教育委員会の坂本教育長に対し重要事項の説明、必要予算について要望いたしました。特に重点事項といたしまして、遅延しております教職員住宅の早期建設について要望してまいりました。

29日、30日、渋谷区サッカー協会、神津島サッカー振興推進協議会交流事業。姉妹協会である渋谷区サッカー協会から児童22名、引率４名の方が来島され、神津小学校児童と交流試合を行いました。

なお、記載はございませんが、８月27日、28日には、舞浜海岸でビーチバレーボール大会が開催されました。島外からも参加がありましたが、男子、女子とも神津中学校の生徒が優勝したとのことです。

また、８月30日には、小学校児童のサーフィン大会も開催され、充実した夏休みを過ごしたことと思います。

なお、本日は小学校の遠泳大会が行われております。

上記のとおり報告いたします。

それでは、引き続きまして、令和７年度教育委員会の評価・点検報告をさせていただきます。

資料のほうをご覧ください。

初めに、この評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年度、教育行政事務の点検・評価を実施しているものでございます。評価の対象は、教育委員会として実施している六つの重点施策についての評価となります。具体的な流れといたしましては、教育委員会事務局による自己評価、それを基にした委員の皆様からの評価をいただくという形を取ってございます。

それでは、少し飛びまして23ページをご覧ください。

評価・点検の結果といたしまして、重点施策１「確かな学力を育む教育の推進」というと

ころでは、ＡＢＣＤの４段階のうちＡ評価をいただいております。主な評価委員のコメントでございますが、加配教員などを活用し、学びやすい環境ができている。小中学校の連携は評価できる。しま子屋や英検補助の継続を望む。離島留学は事業10年を迎え、高校の活性化、地域貢献に寄与しているなどの評価をいただきました。

次に、24ページ、重点施策２「豊かな心を育む教育の推進」ではＢ評価でした。コメントとして、いじめに対する対応は早期発見、未然防止、継続的な体制に取り組むなど、問題解決につなげている。不登校については全国的に増加傾向であるが、そのような状況下でも、関係者が連携を取りながら取り組んでいる。今後も、継続した問題解決に取り組んでいただきたいとの意見評価でした。

次に、25ページ、重点施策３「健やかな体を育む教育の推進」では、Ａ評価をいただきましたた。タグラグビー、ランニング教室、コオーディネーショントレーニングの継続を望む。小学校の遠泳大会、マラソン大会が復活し、体力向上につながる。ゲーム、携帯などにより体を動かし遊ぶ機会が減っているので、スポーツの楽しさなどを伝えていただきたい。食育事業について、様々な体験型による食育活動が実施され、食育推進が図られたなどの取組についての意見評価がございました。

続いて、26ページ、重点施策４「児童・生徒の学びを支える環境づくり」ではＢ評価をいただきました。施設、設備については、充実した環境整備が進んでいると思われる。体育館空調整備など、児童の安全を確保するため整備がされているとの意見で、老朽化対策を含めた施設改修整備や、ＩＣＴ活用に伴う環境整備などについて評価いただきました。一方で、衛生面について、小学校トイレなどについて改修の必要性についてご指摘いただきました。

27ページの重点施策５「誰もが生き生きと学び、活動する環境づくり」ではＡ評価となりました。奥多摩町や小野上地区など、他地域の交流は評価できる。スポーツや武道において、指導者の熱意と環境整備などの取組は成果が表れている。スキー教室、村民大運動会の継続についての意見評価がございました。また、郷土資料館の活用機会の創出などについてご指摘いただきました。

28ページ、重点施策６「文化の継承と創造」ではＢ評価となりました。鈴木テル子氏の作品デジタル化は意義深いが、村民に対しＰＲ不足である。村民の方が楽しめるイベント開催の継続を望む。児童・生徒が将来、神津島に帰って生活することが楽しみになるような文化の創造が大事である。文化財パンフレット作成、村内高校生以下の郷土資料館無料やカンムリウミスズメ展示等についてのＰＲなどの実施をとのご意見、指摘をいただきました。

それでは、29ページをご覧ください。

評価委員からのご意見をいただきまして、今後の取組についてでございます。

中段、（２）主たる取組事業についてになりまして、四角の枠に囲んだ下の文章が、これから重点的に推進していきますという内容となっておりますので読み上げます。

①確かな学力を育む教育の推進。

枠の下になります。加配教員やＴＴ講師などを、特に算数・数学などの少人数教室への配置により、きめ細やかな授業の実践を図りました。

しま子屋については、塾のない本村にとって貴重な勉学、また交流の場となっております。ボランティア、離島留学生、ＡＬＴなどの人材により再開し、新たに英語についても実践しました。また、小中連携協議会では引き続き「学び」の分科会設置により、学力向上を図ってまいります。

島外生徒受入事業については、令和８年度より大島町も事業開始となりました。横の連携を図り、さらなる活性化を図ってまいります。

30ページをお願いいたします。

②豊かな心を育む教育の推進。

枠の下になります。学校が児童・生徒にとって、安全で安心できる居場所となるよう、先生、児童・生徒がちゅうちょなく相談できる信頼関係が重要です。また、一人ひとりの置かれた状況を把握して、引き続き関係者一同情報共有し対応してまいります。

人権教育、道徳教育の充実についても、引き続き努めてまいります。また、ＩＣＴ、オンライン等の活用を図り、様々な対応を図っていきます。

③健やかな体を育む教育の推進。

小学校体育館に続き、中学校体育館施設に空調を整備し、熱中症予防を行いながら、体力の向上を図っていきたいと考えます。

コオーディネーショントレーニングについては、感性や知性の発達、能力向上につなげていきます。

各種スポーツ教室は可能なものは継続し、各分野の指導力のある講師を招聘して事業を引き続き推進していきます。

食育事業については、引き続き地場産業の活用により、工夫して取り組んでいきます。

31ページをお願いいたします。

④児童・生徒の学びを支える環境づくり。

特にこの数年は学校施設、社会教育施設において、台風災害や経年劣化も含め、多くの施設改修を実施いたしました。安全や利用向上の観点からも、引き続き点検、維持補修に努めてまいります。また、新たに中学校体育館施設への空調機新設により、よりよい環境づくりを図ります。

一台端末を含む機器の更新、新たな学習支援ソフトの導入を実施いたしました。引き続きＩＣＴの効果を発揮できる授業、活用方法を図っていきます。

児童・生徒等の情報については、学校運営連絡協議会はもとより、小中高関係者の連携強化によりさらなる共有化を図り、よりよい学校生活の環境づくりを図っていきます。

特別支援教育については、特別支援教育推進協議会での協議はもとより、基本計画などに基づき、きめ細やかな対応、寄り添った対応をしていきます。

⑤誰もが生き生きと学び、活動する環境づくり。

武道や各種スポーツ活動に対し、体育協会などを通じ引き続き支援、また環境整備を図っていきます。

32ページをお願いいたします。

スキー教室やスポーツ交流、また友好都市との交流事業など、学校・家庭を離れ、島外での学年を越えての団体活動、他地域の方たちとの交流は貴重な経験であり、大きな成長につながっています。継続して事業展開いたします。

村民大運動会につきましては、運営委員会を開催し、第48回村民大運動会を実施する旨決定しております。よりよいものが実施できますよう計画してまいります。

⑥文化の継承と創造。

郷土文化に触れて理解を深め、愛着を持つことは、将来どこで生活しても、自分らしく生きることの基盤です。

地域人材や教材、資料等の活用を図るとともに、郷土資料館への児童・生徒等の総合学習授業等での成果物の展示なども行いました。

鈴木テル子氏の作品については、全戸配布させていただきました。今後も事業展開していきたいと考えます。

今後「郷土ふれあいまつり」を新たに開催し、子供たちに楽しみながら郷土神津島の様々なものに触れていただく予定です。

引き続き、学校教育・社会教育で地域の伝統文化・歴史に触れる機会を増やし、神津島の文化の継承を図ってまいります。

以上、要点になりますが、ご報告させていただきます。ありがとうございました。

○議長（石田隆美智君）　ご苦労さまでした。

ここで、教育委員会の評価・点検報告に対する質問等がございましたら質疑してください。

４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　30ページのところの２番で、豊かな心を育む教育の推進とあります。委員からの意見としても、不登校について全国的に増加傾向、資料によりますと中学校で４名、小学校で４名とあります。今、こちらのほうの不登校の子供たちに対して、どのような対応をされているのか伺います。

○議長（石田隆美智君）　教育長、清水君。

○教育長（清水一正君）　議員の申された人数でございますが、必ずしももう１日も登校できていないということではございません。放課後や午後から来たり、別室での授業を受けたりと。また、保健室登校等もございますが、そういった意味で、長期にわたるお子様もいらっしゃいますが、必ずしも全員が１日も登校できていないよというところではございません。

また、特に中学校におきましては、オンライン等の活用を図って、家にいながら授業のほうも見ていただいているというようなところではございます。

不登校に関しては、いろいろな要因、また複合的なものもあろうかと思います。また、これがはっきりした原因だというところも、多感な子供たち、難しいところではございますが、先生方も寄り添って、また保護者とも相談しながら、引き続きＩＣＴ等も活用しながら、もちろん学校に来ていただくことも相談しながら、また個々の対応をしていきたいと思っております。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　中学校のほうではオンラインでやられているというお話も聞いたんですけれども、質問として、オンラインを受けたときには出席として扱われるのかというところ。あと、そのオンラインなんですけれども、家の中でオンラインで授業を見たときに、先生側からはどう見れているのか、生徒側からはどう見えているのかというところもチェックされないと、なかなか映像がちゃんと見れているのかとか、コミュニケーションをどう取られているのかというところを伺いたいんですけれども。

○議長（石田隆美智君）　教育長、清水君。

○教育長（清水一正君）　家庭にいながらオンラインで出席等については、これは校長先生の判断によるところでございます。

また、端末を黒板等に向けて流しているというような形で、必ずしも対話したりというところではなく、一方通行的なものかなとはございますが、生徒が見ている黒板等を実際に見ていただいているというような形になっております。実際にその場で、オンラインを受けている子供に対してなかなか質問等というところで、授業の進め方もあって、個々でそこは先生のやり方になっているというようなところではございますが、また、そういったところで実際にオンラインを受けてどうなのかというところは、また戸別訪問等で話し合っていって、よりものにしていければなと思っております。

オンラインも、もうここ数年やっているところではなくて、本当にここ最近からというところになりますので、また充実してできるように引き続き努めてまいります。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　引き続き、この中にもあるんですけれども、教育委員会と学校と保護者が連携し合ってというお話があります。その中にできれば、高校ではもうあるんですけれども、ＩＣＴの専門の方もいらっしゃいますし、あとは家庭によっては福祉の支援も必要なところもあるのかなと思いますので、様々な関係機関と連携していただければなと思います。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　教育長、清水君。

○教育長（清水一正君）　ＩＣＴ支援員のほうは、村の村立学校のほうでもつけておりまして、また、今、東京都島しょ教育ＤＸの目指す姿としてワーキンググループのほうも設置しまして、オンライン授業、また生成ＡＩ活用推進、デジタルツール活用、データ利活用ワーキンググループ等々もやっておりますので、またよりよいものを目指しております。

また、やはり不登校の関係等々と各ご家庭の問題等々もありまして、また個人情報等も引き続き重要視しながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君）　２番、清水君。

○２番（清水勝彦君）　24ページで、いじめの問題が書いてあります。残念ながらなくなっていない。発覚したのは生徒の訴えであったのか、それとも学校側で発見したのか、それは改善されたのか、現在どうなっておりますか。

○議長（石田隆美智君）　教育長、清水君。

○教育長（清水一正君）　そういったものが発覚というものにつきましては、保護者からの情報連絡もございますし、実際にその場で発見されるというような、いろいろなパターンがございます。

特にいじめについては、言葉によるものというところが大きなところで、そういったものにつきましては、当然ながら指導を行っておりますので、現在につきましては引き続き経過観察しておりますが、夏休み期間もございましたが、１学期の後半、７月ぐらいには特段報告のほうは受けておりません。

○議長（石田隆美智君）　２番、清水君。

○２番（清水勝彦君）　大概、生徒のほうが親にこぼして発覚したと。残念ながら先生のほうは、学校側というのはいじめをなかなか見抜けないんですよね。その辺が例えば道徳授業とか、そういうところで弱者に対する思いやりとか、そういう心を育てていけば、もうちょっといじめというものがなくなってもいいのかなと。書いてあることは立派なこと書いてありますけれども、やっぱり実践していくというのが大事なことかなと。引き続き努力してもらいたいと、そう思います。

○議長（石田隆美智君）　教育長、清水君。

○教育長（清水一正君）　人権教育、また先ほども申しましたように命の大切さということで、ご講演も道徳授業等でいただいております。引き続き、こちらのほうは当然大きな事項になりますので、引き続き善処してまいります。

○議長（石田隆美智君）　３番、清水君。

○３番（清水　勉君）　同じ24ページの不登校の問題についてなんですけれども、教育委員会、学校、保護者と連携を取りながら取り組んでいるとうたっているんですけれども、今まで再登校された方、児童・生徒というのはいるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　教育長、清水君。

○教育長（清水一正君）　再登校、不登校で、先ほども申しましたように、必ずしも１日も学校に行けていないよという子はおりません。途中から参加したりとか、先ほども申しましたようにオンライン等も活用しながらというところでやっておりますので。今現在におきましては、そういった状況でございます。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　29ページの下のほうです。しま子屋についてですが、交流の場になっているということなんですけども、交流の場というのはどういう感じなんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　教育長、清水君。

○教育長（清水一正君）　こちらにつきましては、土曜しま子屋につきましては３年生以上、３年生から６年生まで。もちろん他学年もございますので、縦の交流もございますし、今、

講師として特に高校の先生、副校長先生をはじめ、先生方がボランティア講師としてまいります。離島留学生もまいります。また、教育委員会の事務局のほうも行ってございます。また、図書館の職員も参加していただいておりますので、特に高校の先生方は、小学生に対して授業を行うというのが大変新鮮であって、そういった意味でも参加してくれているというところでございまして、そういった意味で様々な方が、特にまた子供たちは高校生のお兄さん、お姉さんから大変喜んで教えてくれておりますので、そういった意味での交流の場になっているのかなと考えております。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　そこのもうちょっと下です。新たに英語についても実践しましたとありますけれども、しま子屋で英語をやる理由というのはどんな感じなんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　教育長、清水君。

○教育長（清水一正君）　主に算数等について取り組んでまいりましたが、新たにＪＥＴ、高校のＡＬＴの外国から来られている先生にも参加していただいて、本当にネイティブな英語をということなんですけれども、やはりもうグローバル人材の育成というところは掲げておるところで、東京都も力を入れて、また小学校、中学校ともにＴＧＧのほうも活用しておりますので、もう英語、地球語は必須かなと。

以前は、グローバルといいますと、海外に出ていって活躍というようなイメージがございましたが、もう今やインバウンドも含めて、国内には海外の方、訪日されますし、海外からの移住者、また滞在される方というのも増加傾向でございますので、特に今の子供たちにとっては、これから大人になり、生活、また仕事をしていく上でも英語は必要なのかなというところで、少しでもそういったところで検定等も含めて、しま子屋でも取り組んでいければというところで始めた次第でございます。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　７ページのところで、全国学力・学習状況調査であるとか、ＮＲＴ標準学力検査の結果で、国語とか算数の学力が低下しているというような結果が出ているっぽいんですが、今だと算数というのは出ましたけれども、しま子屋で国語もしっかりやられているのか。改めて、そのしま子屋が目指すところというのをお伺いできますか。

○議長（石田隆美智君）　教育長、清水君。

○教育長（清水一正君）　国語等についても、ワーク、ドリル等々を活用しながら取り組んでいるところではございます。

しま子屋、以前はやはり塾もない中で、さらに上に引き上げようというような思い、意図でやっていたときもございましたが、なかなか、特に小学校の段階で全国平均より少し下回ってきたかなというところで、やはり一番は勉強を嫌いにさせないことかなと。小中連携の分科会でも学びの分科会を設けまして、いかに家庭学習も大切であるというような、やはりそういったところも含めて、勉強を嫌いにさせないというところで、子供たちも登録はしてあってもサッカー、バレー、野球、サーフィン、柔道等々、大変登録者が全員そろうというところはなかなかございませんが、その中でも子供たち、忙しい時間を見つけて来ていただいておりますので、とにかく学習をする、定着するというようなところ、机に向かうというようなところをやっていただきたいなと思って、今の段階はそういったところも大きいかなと考えております。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

ここで11時５分まで休憩といたします。

（午前１０時４５分）

○議長（石田隆美智君）　休憩を解きまして再開いたします。

ここで企画財政課係長、河合君が出席しております。

（午前１１時０５分）

◎同意第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第４、同意第３号　「神津島村教育委員会教育委員の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を前田村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　それでは、同意第３号　「神津島村教育委員会教育委員の任命について」提案理由の説明をいたします。

提案している松江久人氏は、平成26年10月より教育委員として任命されております。現在に至っております。９月末日をもって３期目の任期満了となるわけでございます。現在、教育長職務代理者も担っていただいておりまして、引き続き、教育委員としてふさわしい人材

と判断しておるところでございます。再任の提案をさせていただきます。

なお、４期目の任期につきましては、令和８年10月１日から令和12年９月30日までの４年間となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑してください。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論してください。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　なければ討論なしと認めます。

それでは、日程第４、同意第３号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君）　挙手全員です。

よって、日程第４、同意第３号　「神津島村教育委員会教育委員の任命について」は同意することに決定いたしました。

―――

◎議案第３６号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第５、議案第36号　「神津島村道路法面改修工事(村道14号線)請負契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、髙橋君。

○企画財政課長（髙橋寛規君）　それでは、議案第36号　「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約」についてご説明いたします。

本案は、令和８年８月25日、指名競争入札による請負契約につきまして、契約の締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をお願いいたします。

１、契約の目的。神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、契約金額。9,625万円。

４、契約の相手方。弁天丸建設株式会社。

５、工期。契約締結の翌日から130日。

６、支出科目。一般会計、（款）土木費、（項）道路橋梁費、（目）道路新設改良費。

なお、工事の詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君）　建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君）　それでは、議案第36号　「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約」の工事概要について説明させていただきます。

施工箇所ですが、村道14号線温泉保養センター施設側駐車場付近が施工範囲となります。

施工理由ですが、平成30年に実施しました神津島村法面詳細点検及び長寿命化計画更新委託により、塩害及び経年劣化で更新が必要と診断されました村道14号線法面保護施設の更新工事４か年計画の４年目、最終年度となります。

会議資料１ページ目、計画平面図をご確認ください。

工事概要としましては、ポケット式落石防護網設置工、施工延長54メートル、施工面積1,995平米の張り替え工事となっております。

会議資料２ページ目、ポケット式落石防護網展開図をご覧ください。

使用材料につきましては、塩害対策費用として変性飽和ポリエステル樹脂塗装を施します。この塗装により、既設施設の耐用年数約16年に対し、新材料につきましては耐用年数約35年と、おおよそ２倍程度延伸されます。

塗装色につきましては、前年度同様のダークブラウンを採用しております。

なお、工期につきましては130日、契約のご承認がいただけた場合、本日が契約日となり、明日９月３日が着手日となりますので、工期の最終日は令和９年３月24日となります。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　この工事によっての住民への影響で、例えば通行止め、また温泉利用

の影響等について伺います。

○議長（石田隆美智君）　建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君）　こちらの工事につきまして、撤去作業開始から完了までの間は通行止め及び駐車場の利用ですね、施工範囲の近場の駐車場の利用ができなくなります。ただ、駐車場につきましては北側の駐車場が使用できますので、そちらに止めていただいて、温泉の施設まで歩道を通って行っていただく形になるんですが、歩道を通る際は、安全対策等を行って、安全に通れるような方法を今考えております。

通行止め期間なんですけれども、現状、これから施工受注者と協議してスケジュール等は決めるんですが、昨年におきましては、年内は材料の準備期間ということで、年明けから３月末までが通行止めとなっておりました。今年度も、それに近い形になるのではないかと考えております。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君）　５番、関君。

○５番（関　真樹君）　この工事は、令和５年度から始まったやつの最終年度ということでよろしいでしょうか。内容的には、今までとほとんど変わらないようなことになるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君）　今言われたような形で、今年度が最終年度となり、施工内容につきましては、例年行ってきたものと同じ形となります。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終了します。

お諮りします。

日程第５、議案第36号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第３７号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第６、議案第37号　「村道１号線道路改修工事請負契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、髙橋君。

○企画財政課長（髙橋寛規君）　それでは、議案第37号　「村道１号線道路改修工事請負契約」についてご説明いたします。

本案は、令和８年８月25日、指名競争入札による請負契約につきまして、契約の締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をお願いいたします。

１、契約の目的。村道１号線道路改修工事請負契約。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、契約金額。6,641万８千円。

４、契約の相手方。南島建設株式会社。

５、工期。契約締結の翌日から125日。

６、支出科目。一般会計、（款）土木費、（項）道路橋梁費、（目）道路新設改良費。

なお、工事の詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君）　建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君）　それでは、議案第37号　「村道１号線道路改修工事請負契約」の工事概要について説明させていただきます。

施工箇所ですが、村道１号線開発センター上の道路、農道半坂線分岐付近の山側斜面が施工範囲となります。

施工理由ですが、有事の際、自衛隊による空路物資輸送の一部についてヘリポートを利用することが想定されているため、本路線については、ヘリポートより村落への運搬で利用することになります。現状の道路幅員は４メートル前後となっており、大型車両など通行の支障を来すことが想定されるため、道路幅員を５メートルにすることにより、安全に通行できるよう道路整備を行います。

会議資料１ページ目、計画平面図をご確認ください。

工事概要としましては、地山補強土工、施工面積50平米の設置工事となっております。

会議資料２ページ目の地山補強土工図をご覧ください。

本工事では、山側斜面の拡幅のため切土成型し、二次製品のコンクリートパネルを補強材

鉄筋挿入工にて地山に圧着させる工法となります。

なお、工期につきましては125日、契約のご承認がいただけた場合、本日が契約日となり、明日９月３日が着手日となりますので、工期の最終日は令和９年３月16日となります。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　この工事によっての通行止め、ここ一通だと思うんですけれども、この住民への影響について伺います。

○議長（石田隆美智君）　建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君）　通行止めについてなんですが、現場施工の際にはどうしても荷揚げクレーンなど設置で通行止めとせざるを得ないということになります。通行止め期間中については、半坂線を利用していただいて、村落へ戻るために都道、アクセス道を利用して、ちょっと遠回りにはなってしまうんですが、そのような迂回路の計画を今しております。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　課長の説明で、道路のほうの拡幅というところもお話にあったと思うんですけれども、今回の工事については斜面で、また新たに道路のほうの拡幅も行うんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君）　道路拡幅につきましては、今年度は山側の一部を拡幅する形なんですが、来年度以降はヘリポートに向かって海側というか、谷側のほうを張り出し舗装で広げていく形となります。その後について、ヘリポートまでは現状道路を、これから測量設計委託に入るのですが、そこについては現状を見ながらということになります。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君）　６番、中村君。

○６番（中村親夫君）　ただいまの質問に関連するんですけれども、私も場所を勘違いしたんですけれども、建物、菱田さんのお宅でしょうか。そこで半坂があります。当初、菱田さん宅手前の辺から樹木を伐採して、そこのほうから改修するというようなプランだったと、た

しか思うんですけれども、そこら辺は、あと今後の菱田さんのところの入口から整備、将来は旧ヘリポートですか、そちら辺まで改修していく。特に海側のほうの道路を拡張していくということなんですけれども、現状はそういうプランはまだ生きていますよね。

○議長（石田隆美智君）　建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君）　今年度の工事につきましては、今ご説明させていただいた山側の一部の拡幅工事となるんですが、来年度から、今、会議資料の１ページ目の計画平面図の図面の左側の横断側溝があるところから道路の一部を改修して、菱田さんお宅の手前を海側ですね、谷側を広げて、今後はその先については先ほどご説明した張り出し舗装で広げて、ヘリポートまでを全体計画として約700メートルの区間を拡幅工事の計画をしております。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第６、議案第37号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

―――

◎議案第３８号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第７、議案第38号　「神津島村手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　それでは、議案第38号　「神津島村手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

改正の主な内容につきましては、手数料の算定方法などに関する規定につきまして、別表の規定と本表の規定に不一致が見られたため、戸籍法及び関係法令の規定との整合性を図り、より明確かつ簡潔なものとさせていただきました。

詳細につきましては、新旧対照表のほうをお願いいたします。

現行の条例第２条におきまして、手数料を徴収する事項や金額につきまして、「別表のと

おりとする」に改めまして、以下、１号から３号及び第２項を削除いたしました。

そもそも戸籍の発行事務は、地方自治法に基づきます第１号法定受託事務に位置づけられておりまして、手数料につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に標準額及び徴収単位が規定されております。また、戸籍の閲覧制度につきましては、昭和51年の戸籍法の改正により廃止され、現在は限定的な届出書の閲覧を除き、証明書の交付請求へと移行しております。

以上のことから、これら実態や上位法令の表現、規制との整合性を図りつつ、手数料の金額及び徴収単位の規定を別表側に一本化し、国の標準運用に合致した条例構成にするため、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。質疑ございませんか。

７番、鈴木君。

○７番（鈴木国忠君）　この条例は、この改正案に示すように別表のとおりとするということに変わると思うんですが、それと同時に、この第２条の１号から３号までの文言と第２項の文言はなくなるという解釈でよろしいんですか。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　７番議員さんのご指摘いただいたとおり、なくなるということでよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第７、議案第38号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

○議長（石田隆美智君）　ここで１時30分まで昼食休憩といたします。

（午前１１時２５分）

―――

○議長（石田隆美智君）　休憩を解きまして再開いたします。

（午後　１時３０分）

―――

◎議案第３９号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第８、議案第39号　「令和８年度東京都神津島村一般会計補正予算（第２号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

企画財政課長、髙橋君。

（企画財政課長・説明）

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　９ページのところの歳入でお伺いします。地方交付税が１億6,943万７千円の追加となっております。昨年度の９月補正でも約１億1,800万円の追加でした。増額。２年連続、補正前の額は同額なんですよね。毎回、この２年連続なんですけれども、９月補正で増額している要因についての分析はどのように考えていますか。

○議長（石田隆美智君）　企画財政課長、髙橋君。

○企画財政課長（髙橋寛規君）　普通交付税ですが、毎回９月に補正をさせていただきまして、国のほうから交付額の内示があったことから、補正をさせていただいております。

また、ご指摘のとおり、昨年も今回も１億円を超える追加補正となっております。昨年も今年も９億円の当初予算を計上していたところでございます。ただ、近年、地方交付税については、結構増えてきている傾向がございます。五、六年前までは、７億円台の当初予算の計上をさせていただいていたかと記憶しているところです。

一方で、この地方交付税につきましては、団体における必要な経費、これ需用額と呼ばせていただいています。一方で、団体、自治体が収入として見込める金額、これは収入額として、これらの差額、不足分を国が補填する交付金となります。ただ、この需用額と収入額については複雑な算定方式、計算基礎がございまして、少し変わるだけでやはり１千万円クラスの金額が上下することから、毎年村のほうでは、この普通交付税につきましては、予算を

堅めに見込んで計上させていただいて、９億円で計上させていただいているというところでございます。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　９月補正でこれだけの追加になってしまったときに、その分はどのように活用する、例えば、財政調整基金への積立てなのかとか、あとは繰入金が減額している等もあります。特定の事業への充当を考えたりとかがあるのか。何かそのような要因があったのかと思いまして、聞きました。

○議長（石田隆美智君）　企画財政課長、髙橋君。

○企画財政課長（髙橋寛規君）　先ほどのご説明のとおり、今回、普通交付税１億円強の補正をさせていただいております。まず、需用額と収入額があって、もちろん神津島は需用額のほうが大きいので、足りない分を補塡してくれているというのがこちらの交付金の性質になります。そういった意味から、今回補正した額については、一般財源として活用させていただきつつ、それでも余剰分については、ご指摘のとおり、財政調整基金等への積み増しをさせていただいているところでございます。

○議長（石田隆美智君）　３番、清水君。

○３番（清水　勉君）　同じく11ページのところで、水産業費補助金で、サメの被害防除対策事業費補助金150万円の減額なんですけれども、歳出でも300万円ほど減額になっているんですけれども、この理由について説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君）　産業観光課長、髙橋君。

○産業観光課長（髙橋基樹君）　まず、サメ被害防除対策事業費補助金ということで全額減額させていただいております。そして、食害生物等追払い対策事業費補助金、全額332万円の減額をさせていただいておりますが、新規に計上させていただいております歳入の食害生物による漁業被害対策事業費補助金164万円、こちら新規に計上させていただいていますが、こちらに補助事業が集約されたという形になります。同額の組替えをするべきところなんですけれども、新しい食害生物による漁業被害対策事業費補助金に関しましては、今までイルカの追払いの事業に関しまして、用船料ですとか人件費、そういったものを補助対象であったんですけれども、今回それらが対象外となりまして、その部分が減額の要因となっております。

○議長（石田隆美智君）　３番、清水君。

○３番（清水　勉君）　では、補助事業が一部新たな事業に変わったということで、これらが

減額という認識でよろしいんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　産業観光課長、髙橋君。

○産業観光課長（髙橋基樹君）　新たな事業という形になるんですけれども、基本的には、今まで二つ補助事業を実施しておりましたが、それらが一つに集約されて、先ほどの説明のとおり、イルカの追払いの事業に関しての人件費、用船料が対象外になって、新たな補助事業となったということでございます。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　23ページです。民生費の工事請負費の生きがい健康センター空調機改修工事の内容を伺います。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　ただいまの質問にお答えします。

　生きがい健康センターが指定避難所に指定されていることもありまして、今回東京都のほうの補助金、避難者生活支援等に関する区市町村支援補助金を頂いて、地域交流ホールの２台分とロビーの１台分の室外機のほうを取り替えて、正常に稼働するように工事を行うものでございます。

　以上です。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　その補助金もですけれども、災害時にも使えるような体制になっているんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　現状、そのままダクトで屋根に埋まっているものはそのまま生かしつつ、室外機のほうがもう十数年以上たっているということで修理できないということで、それをそのまま取り替えるというようなことでございます。一応塩害対策にはなっているということでございます。

　以上です。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　災害が起こって、東電とかが止まった場合に自立して動けるのかどうかを伺います。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　昨年、非常用電源のほうは整備させていただ

いたので、東電が止まっても、しばらくの間はそちらのほうの電源を活用しながら稼働のほうはします。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　７番、鈴木君。

○７番（鈴木国忠君）　21ページ、民生費、社会福祉総務費の備品購入費、避難所物資運搬器具購入費として743万３千円計上してありますが、どのような器具を購入するのか、説明願います。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　今回予定しておりますのは、指定避難所のほうへ物資のほうを運ぶための物資運搬補助器具でございます。具体的には、折り畳み式の網台車、銅製の籠車、荷下ろしなどに使用する伸縮式のローラーコンベヤーや、手動ですが、フォーク式のリフターなどを整備する予定でございます。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　７番、鈴木君。

○７番（鈴木国忠君）　それは複数台、何台か購入するとかということになるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　現時点の想定は、よたね広場の、この間オープンしましたコンテナハウスの一部を、現在よたね広場の防災倉庫として備蓄品のほうを保管しておるわけなんですけれども、そちらから物資を運ぶ際にそれを利用して、指定避難所のほうに運ぶと。ただ、指定避難所のほうについては、あくまで想定しているのは、そこには何らかの避難者も含めて人はいるだろうということを想定して、その人力により物資の運搬をしていただくというようなことを今のところは想定しています。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、何台あるんだという台数を聞いているんですよ。台数全然言っていないじゃない。

福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　一応台数のほうは、ローラーコンベヤー、一応４スパンあるんですけれども、そちらのほうは４台。４台といっても、一応四つ。

（「結構ですよ、分かりました。大体検討つきますから」の声あり）

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　いいですか、すみません。

（「言っちゃえよ、みんな」の声あり）

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　いいですか。パケット、車輪付きのほうが一応10台、折り畳み式の網台車が10台、同じように、サイズが違う籠車が20台、あとはフォークリフトが２台ということでございます。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　同じく21ページで、委託料のところで、子供の生活・学習支援事業委託料253万円、新規とありました。説明を求めます。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　現在、午前中の教育長からの評価のほうの説明にもありましたが、しま子屋のほうの運営を通じて、学習支援の側面から子供たちの学びと成長を継続して支えてまいってきておりますが、今度は福祉の面からサポートできないかというようなことで事業を取り組むものでございます。

内容といたしましては、こども食堂とかこどもカフェとか、そういった新しい居場所を提供して、そのしま子屋に来た、しま子屋の学習が終わった子供たちがそちらのほうへ集まって、新しい居場所として何らかの交流なりを持つ場所がつくれないかということで、その狙いといたしましては、そういったところで交流している中から、潜在的な悩みを抱えた子供たちの悩みを聞くことによって顕在化し、それについて大ごとになる前に何らかの対応ができればというような、福祉的な側面でサポートしていくというような取組でございます。

取りあえず、今年から新たな取組を始めるわけですので、今後どのような形で展開されるかというのは今後のことでございますが、補正がお認めになられた後に関係機関等々と調整しながら、展開のほうを図っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　では、学習というよりは、福祉の面で子供たちをサポートするという認識なんでしょうか。また、委託先についてはどのようなところを検討しているんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　今回の補助金のほうの内容といたしましては、

一応、今現在しま子屋のほうの講師料等に一部財源構成して充てるのと、先ほど説明をさせていただきましたように、その新しい居場所づくりのほうを運営していただいている団体に対して、委託料という形で契約を結んで事業をやっていただくと。その団体につきましては、社会福祉協議会などを中心に関係団体と今後協議を進めていって、最終的には決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　６番、中村君。

○６番（中村親夫君）　21ページの老人福祉費の委託料、単身高齢者等相談支援業務体制整備委託料505万円ですか、計上してありますけれども、この内容についての説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　本事業につきましては、東京都の助成事業でございまして、目的といたしましては、単身高齢者が安心して人生のご終えん、ある意味終活なんですけれども、そちらのほうを迎えられるような形で、将来に向けて生じるであろう諸問題について、相談体制の整備をする事業ということでございます。

３月の議会でも清水勝彦議員から、本村の単身高齢者は何人いるか把握しているのかとか、そういった方々に万が一のことがあったら、どういう対応を考えているのかというようなご指摘をいただいたということもありまして、今回助成事業を活用しまして、現時点から10年後ぐらいを目安に、そういうご高齢者の方の状況を把握すると。今年度につきましては、そういったことに従事させていただきまして、来年度その情報を基に終活支援の啓発とか、弁護士などの専門家による専門相談体制の整備の活用方法の可能性なども含めて、検討していきたいというふうに考えております。

内容につきましては、各戸への訪問調査費とか、そのデータの把握とか、専門家を交えてのコンサルタント費用が主な経費となっております。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　６番、中村君。

○６番（中村親夫君）　高齢者の単独支援で終活を迎えた方に相談を受けると。これとちょっと違って、村のほうからやすらぎの里に委託して地域包括支援センター、これ相談窓口で住民の方の介護とか福祉とか健康とか医療など、様々な面について、介護保険法に基づいて市町村がそれを管理するんですけれども、ほとんどの市町村は、関係施設にこれ委託していま

す。その後もっと進んでいって、こういう業務を村ではなくて、例えば地域包括支援センターのほうに組み込んで委託するという、そういうことではないんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　ただいまの質問ですが、その地域包括支援センターについて、ほとんどの市町村がそういう施設に委託しているというようなご指摘いただきましたけれども、失礼ながら私が前にいた自治体は、直営でやっていました。正直一概に全て委託していたというようなことはないということを私のほうは認識しておるわけなんですけれども、今回そういうようなご指摘をいただいて、正直職員のほうも人数は限られておりますし、そういった専門家のほうにお任せしながらやっていくということも踏まえて、今後、今年度、あくまでデータのほうはこちらのほうで取りまとめて、それをどういうふうに活用していくか。当然先ほども名前は出ましたけれども、社会福祉協議会とかそういったところとも協議をしながら事業のほうを進めていきたいと。

ただ、東京都の狙いとしては、全ての事業をそういうところに丸投げするんではなくて、できるものはできるものとして、市町村単位の事業としてやっていただきたいというようなこともちょっとおっしゃっていましたので、そういうところも踏まえながら、事業展開のほうは来年度考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　同じく21ページの委託料で、地域活動支援センター建設予定地造成測量・設計委託料が573万３千円の減額、その下が地域活動支援センター建設設計委託料573万３千円の追加となっております。こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　ただいまの質問にお答えします。

正直この573万３千円が減額になった理由といたしましては、正直入札差金というふうなことで、一言で言ってしまえばそんなところなんですけれども、入札率が71％ということで、請負業者の企業努力の部分によるところは大きいのかなというふうに考えております。

同じ金額を建築設計のほうに増額させていただいたということで、こちらのほうは、現在候補地というか建設予定地のほうは、風早線の、天神橋からアクセスした風早線の突き当たりの土地の１個手前のところを予定地として確保しておるわけなんですけれども、そちらのほうの土地のほうが、こちらからの道路から見ると何てことない、いい土地に見えるんです

けれども、実際はちょっと段々畑になっておりまして、非常に施工するところで用地の改良が必要になってくるというようなこともありまして、まず想定していなかった擁壁設計や外構設計が追加になり、当然敷地のボーリング調査等も必要になってくるということもありまして、そのまま予算調整の意味もありますが、同じ金額を増額させていただいたということでございます。

請負業者のほうと調整している段階で、この573万３千円を見ていただければ、それを超えるような補正は今後発生しないというようなことも言っていただいておりますので、取りあえず予算調整の意味も踏まえまして、ちょっと行ってこい的な形ではございますが、今回補正させていただいております。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　以前この地域活動支援センターの建設予定地は、たしか池の山住宅周辺というお話だったと思うんですけれども、これが場所の変更があったということなのか。あと、この計画自体は予定どおり進むということで大丈夫でしょうか。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　その場所の件につきましては、私のほうから説明いたします。

まず、当初予定されていた場所ですけれども、先ほど福祉課長のほうから説明があったように、現地が相当高低差があるというようなことから、それとあとは、地層が何層かに分かれていて、ちょっとひょっとしたら今後杭を打たなければいけないというようなことも勘案されて、だったらそこに杭を打つとなるとまた何億円というお金がかかりますので、ほかに場所がないかということで検討したところ、今の風早線の出口、出口といいますか上のほうですね。そこら辺の近くに土地が求められることになりまして、そちらのほうに今計画を変更したということでございます。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　地域活動支援センターからもちょっと伺ったんですけれども、もともとその地域活動支援センターとしては、風早線の土地のほうも進めていたというお話も聞いたんですけれども、池の山のほうの土地になった理由というのはあるでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　その池の山のほうの、新たな部分ということですかね、池の山のほうというのは。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　以前計画していたところが、今ここができないという話になって、風早線の出口のほうになったとお聞きしたんですけれども、地域活動支援センターのほうの方に聞いたら、もともとそっちの計画もあったんですというお話を聞いたので。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　もともとそっちの計画というのは、地域活動支援センターのほうからは一つの案として、こちらのほうを貸してもらえるかもしれないということは伺っておりました。でもその前に、もう村のほうはある程度場所を決めて、そこでやろうということで進めていたんですね。買えるということで。それでその計画で進めていたわけですけれども、実際に調査に入ったところが高低差が結構あるというようなことから、これは事業費がさらに大きくかさむだろうというようなことから、では、以前地域活動支援センターのほうから提案のあった場所について、借地でなくて購入できるんであれば、そちらのほうを進めようという方向転換したわけです。それがうまくといいますか、購入できるようになって、今そちらのほうで進めていると、こういうことでございます。

　それとあと、先ほど最初に質問のあった予定どおり場所が変わっても完成はずれることはありません。そういうことです。

○議長（石田隆美智君）　５番、関君。

○５番（関　真樹君）　35ページ、商工費、観光費の委託料のほうで、魅力発信のためのコンテンツ制作委託料350万円、ＳＮＳ等魅力発信施策委託料332万円、来島動線強化用Ｗｅｂページ制作委託料190万円、この３本は何か連動しているものなんでしょうか。説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君）　産業観光課長、髙橋君。

○産業観光課長（髙橋基樹君）　魅力発信のためのコンテンツ制作委託料、それからＳＮＳ等発信施策委託料、そして来島動線強化用Ｗｅｂページ制作委託料、この三つは連動しておりまして、歳入のほうの説明でもございましたが、東京都の新しい補助金、地域資源の魅力発信と、それから来島動線事業、正式名称、島嶼地域における地域資源の魅力発信事業、支援事業、支援補助金というものがございまして、これを新たに採択いただきまして、今回新規に計上するものとなります。

　それぞれ魅力発信のためのコンテンツ制作委託料といたしましては、星空、海などの資源をＰＲする、そのためにショート動画を作成しようというふうに考えておりまして、文章よ

りもやはり映像のほうが効果的であるということで一過性のインフルエンサー、そういった投稿、比較すると長期的な村の財産にもなるということで、ショート動画の作成を考えております。

続いて、ＳＮＳ等魅力発信施策委託料に関しましては、そのショート動画、高品質素材としてＳＮＳ上に発信するですとか、インフルエンサーなどに依頼をいたしまして、20代から40代に対して親和性の高い組み合わせで魅力を発信する事業となります。

そして、三つ目の来島動線強化用Ｗｅｂページ制作委託料ですが、こちらは交通ですとか宿泊、アクティビティーなど村の情報、ウェブページに加えまして、情報を一元的に整理したランディングページというものを整備して、島の魅力の理解から予約までスムーズにつなぎ、来島される方の促進、関係人口化の促進を図るウェブページを制作するものとなります。

以上でございます。

○議長（石田隆美智君）　５番、関君。

○５番（関　真樹君）　そのウェブページというのは、村のホームページになるのでしょうか。全く別になるのかということと、あと、大体そのＳＮＳ魅力発信ということは、インフルエンサーにお願いしてやるようなことになるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　産業観光課長、髙橋君。

○産業観光課長（髙橋基樹君）　一つ目のご質問の村のホームページに連携させるのか、そこに一元的なウェブページの制作を行うのかというご質問ですけれども、これは今始まったばかりの事業でして、先ほどの歳入の説明のときにもご説明いたしましたが、３年間、限度額が１千万円の75％の補助になりまして、それが最大３回まで活用ができるという補助内容になっております。ですので、今回新規に計上させていただきましたが、今年度にウェブページが出来上がるというものではございませんで、どこにどのような形で一元化したウェブページをつくるのがいいのかというのを精査していきたいと考えております。

そして、二つ目の質問ですが、今の観光の関係なんですけれども、夏季にお客様が集中する一方で、秋冬には大きく減少するという課題がございまして、それを観光需要の平準化を目指すためにもこの事業を取り入れて、これからやっていこうという考えでおるんですけれども、首都圏の20代の後半から40代のビジネスパーソン、それからカップルなど、そういった方々をターゲットとして、これから神津島を究極のリトリートアイランドというような形で、日常の仕事、ストレスから離れて心身を休めていただいたり、自分自身を見つめ直していただくというような、そういった島としての魅力を発信していこうというふうに考えてお

りますので、やはり対象となるのは、20代から40代の方たちになろうかと思います。

その方たちに影響力のあるインフルエンサー、それからＳＮＳのページ、そういったものを使って魅力発信をこれからしていこうと考えておりますので、まだ具体的にどの方にお願いするとか、そういったものはまだ決まっておりませんが、一応目的、計画としてはそのような形で今後進めていければと思っております。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　同じところなんですけれども、課長の説明どおり、夏はもうキャパオーバーの部分があると思います。冬等に宣伝して平準化をしていく、これはそのとおりだと思うんですけれども、どうしても日本人の方の休みだと、週末に集中してしまうんではないかなと思うんですけれども、これインバウンド需要等は考えていないんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　産業観光課長、髙橋君。

○産業観光課長（髙橋基樹君）　おっしゃるように、インバウンド事業というのも大変需要が大きいというふうに見込んでおりますけれども、現在のところ国内向け、そして先ほど申し上げたとおり、20代、30代の方々を対象にまずは実施していって、その中で検討していく中で、やはりインバウンド事業もさらに需要が見込めるということで、その方たちの需要を取り込むような形になれば、話は、計画は変わっていくかもしれませんけれども、現在のところは、国内の20代から40代の方たちを対象に、まずはその方たちをターゲットとして計画を進めていければと考えております。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　観光費のよたねコンテナハウス追加設備工事の内容を伺います。

○議長（石田隆美智君）　産業観光課長、髙橋君。

○産業観光課長（髙橋基樹君）　よたねコンテナハウス追加設備工事188万５千円ですが、当初のコンテナハウスの計画で、ＬＥＤルームの中にエアコンを設置させていただいたんですが、このＬＥＤルームの中の温度が、室温がどうしても上がってしまうということで、当初しっかり熱量計算もして、エアコンの大きさを考えていたんですけれども、やはり遮蔽している空間である、それから空気の対流が発生しにくいというようなことで、新たにエアコンをＬＥＤルームに追加するものとなります。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　スマートストアの冷凍庫の電気が夜中、夜明る過ぎて、星空に影響

があるというふうに聞いているんですけれども、それへの対応というのはお考えでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　産業観光課長、髙橋君。

○産業観光課長（髙橋基樹君）　ご指摘のとおり、よたねコンテナハウスのスマートストアのショーケースの明かりが明るいというご指摘は承知しておりまして、ここの照明を何とか落とせないかというような形で工夫はしておるんですけれども、やはり防犯の目的もございまして、ガラスに外に光が漏れないような形で光を遮ってしまいますと、中でたむろしてしまったりとか防犯上よくないということで、廊下の電気を消すとか、それ以外、ショーケース以外の電気を消したりというような形で今対応しておるんですけれども、それでもやはりどうしても光がまぶし過ぎるということになれば、また別の方法を考えなければならないということで、現状は、あの状況で運用をさせていただきたいという考えでございます。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　25ページの児童福祉施設費のところの需用費で、熱中症対策用運動用具等購入費150万円計上があります。こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　こちらのほうの事業につきまして、東京都のほうの子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策事業ということで、その補助事業を頂いて今回整備するものでございまして、対象は、公立保育園が対象という珍しい補助事業ではあるんですけれども、考え方としまして、暑い昼間に外で遊ぶんではなくて、屋内施設のほうで活動ができるような備品に対して補助金が頂けるということで、今回整備するのは、通常の熱中症対策のミストとか水遊びポンプとか、そういうのは当然あるんですけれども、室内でできるマット、跳び箱、あと平均台とか鉄棒とか。こういう表現をしていいのかどうかというところはありますけれども、長年使っていて財政的にもちょっとなかなか手が回らなかったところで今回こういった補助をもらって、併せて整備していくということでございます。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　先ほどの課長の説明だと、遊具的なものになるのであれば備品ではないのかなと思うところが１点と、需用費で150万円というものなので、何か消耗していくような数が多いものを購入するというようなものなのでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　保育園長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　今の質問にお答えさせていただきます。

一応１個当たりの価格のほうは、非常に安価な価格の積上げが150万円というふうになっておりますので、消耗品扱いということで、今回需用費のほうで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　６番、中村君。

○６番（中村親夫君）　33ページ、水産業振興費、負担金補助及交付金、この中の三浦水産物倉庫改修工事費補助金2,076万円、荷捌き施設更新工事設計費補助金2,372万２千円、この内容について説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君）　産業観光課長、髙橋君。

○産業観光課長（髙橋基樹君）　まず、三浦水産物倉庫改修工事補助金の追加2,076万円ですが、漁協が行う事業でして、三浦のテングサ倉庫の改修に係る補助金となります。これまで大規模な改修がございませんで、経年劣化も激しいということで、今回改修を図るものなのですが、当初の設計から排水設備の大幅な追加、それから、追加工事費に関しましてもそうなんですけれども、昨今の世界情勢、そういったものの影響で資材高騰、これによる上振れ分、この工事費の増額が主な要因でございます。

また、荷捌き施設更新工事設計費補助金ですが、こちらも漁協さんの事業となりまして、前浜の市場の設計の委託料となります。当初の見込みより、今の市場の屋根になります部分と、それからその屋根の上に事務所が載っていますけれども、こちらの解体の設計業務、これが規模が大きくなりましたということ。それから、市場の地面といいますか、キンメの選別機を置いたりするところ、市場のところになるんですけれども、その土台があまりよくないということで、そちらの地質調査などが追加されました。さらに、敷地の測量の調査、そういったものが追加ということになりまして、大幅な追加となっております。

市場の土台といいますか、基礎といいますか、土台の部分については、この調査によっては新規に造り直さなければならないという状況になるかもしれないのですが、今のところ引力とか重力の重力擁壁というもので押さえが海側にされていて、その中に土、土砂、そういったものが埋まっている状況だということなんですが、この重力擁壁、それから、その中にあります土壌といいますか、土台部分の詳細な地質の調査をしてみないとちょっと分からないというところなんですが、この辺が大幅な追加の要因となってございます。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　６番、中村君。

○６番（中村親夫君）　水産業、特に、漁業振興については村のほうも大きなテーマとして、村長も所信表明しております大きな大きな事業なので、課題等で市場を移設したり、また事務室を新しい事務所を造ったり、それから現在の市場のそういう土地の状況とか、様々な課題があろうかとは思いますが何とか、相当のまた高額になったということも耳に入っていますけれども、進めていただければいいのかなと、かように思います。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　産業観光課長、髙橋君。

○産業観光課長（髙橋基樹君）　今おっしゃるように、神津島の漁業に関しましては、東京都でも１位の水揚げを誇るような、水産業として事業を皆さん行っていただいております。おっしゃるように、一番大事な第一次産業でございますので、引き続き漁協と連携を組んで、前に事業を進めていければと考えております。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　７番、鈴木君。

○７番（鈴木国忠君）　同じページです。33ページですね。先ほど質問のありました荷捌き施設更新工事設計費補助金2,372万２千円とありますが、これは予算書を見ますと歳入で、たしか2,033万３千円ぐらいの見込みがされていると思うんですが、この歳出に対して歳入の残ったものというのは、これは村の一財ということで考えていいんですか。

○議長（石田隆美智君）　産業観光課長、髙橋君。

○産業観光課長（髙橋基樹君）　歳入の件についてなんですが、私のほうの説明が足りませんで、失礼いたしました。この東京都の補助金なんですけれども、100％の事業費に対しまして消費税を抜いた形で計算をされるんですが、東京都が75％、そして村が12.5％、そして事業主である漁協が12.5％と、それから総事業費に係る消費税を負担するということで、不足している今ご指摘の部分につきましては、漁協さんの負担分という形になります。

○議長（石田隆美智君）　７番、鈴木君。

○７番（鈴木国忠君）　はい、分かりました。

○議長（石田隆美智君）　３番、清水君。

○３番（清水　勉君）　39ページの備品購入費で、先ほどの説明ですと、全額減額ということだったんですけれども、その全額減額の理由について説明をお願いします。

（「工事請負費、今備品と言ってた」の声あり）

○３番（清水　勉君）　備品って言いましたか。工事請負費のことです。すみません。

○議長（石田隆美智君）　建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君）　それでは、説明させていただきます。

今年度予定しておりました村営住宅忠エ横の住宅改修工事について、昨今の世界情勢の不安定化に伴った建築資材不足、資材高騰を受け、施工が難しいとの判断により、来年度工事延期予定となったための金額となります。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君）　３番、清水君。

○３番（清水　勉君）　では、その世界情勢が改善されれば、来年度計画するということでよろしいですか。

○議長（石田隆美智君）　建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君）　はい、そのとおりとなります。予定を現在でも予定して、今、来年度できるように進めているところであります。

○議長（石田隆美智君）　ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第８、議案第39号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

ここで２時50分まで休憩とします。

（午後　２時３０分）

○議長（石田隆美智君）　休憩を解きまして再開いたします。

（午後　２時５０分）

◎議案第４０号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第９、議案第40号　「令和８年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

提案理由の説明を事業勘定歳入歳出全款、直診勘定歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、田島君。

（福祉課長・説明）

○議長（石田隆美智君）　保健医療課長、渡辺君。

（保健医療課長・説明）

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第９、議案第40号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第４１号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第10、議案第41号　「令和８年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、田島君。

（福祉課長・説明）

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

６番、中村君。

○６番（中村親夫君）　11ページの一般管理費の委託料、介護保険法改正に伴う介護保険システム改修業務委託料、この介護保険が改正されたようですけれども、どのような形で、内容なんですか。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　冒頭ちょっと申し上げましたが、国が進めております介護ＤＸの関係のシステム改修でございます。特に、この法律が改正されたということでいいますと、介護情報の電子的な共有と被保険者証の電子化というところがございます。

ＤＸの推進を進めるのと同時に、本来ならば受ける側、こちらでいうと、やすらぎのほうとか、そちらのほうの人材育成も進めないと、ＩＴリテラシーの不足とかデジタルデバイドの格差がどんどん広がっていくという可能性がございますが、それよりも先んじて国のほうの制度が進んでいくという矛盾はございますが、今回、補助金のほうは当たっていませんけれども、恐らく年度末ぐらいには確定して、特財のほうが当たってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第10、議案第41号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

―――

◎議案第４２号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第11、議案第42号　「令和８年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、田島君。

（福祉課長・説明）

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　９ページのところの子ども・子育て支援事業費補助金359万７千円、国保のほうでも同じ項目がありました。こちらのほうはシステム改修ということなんですけれども、どのようなことをするのか。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　改修の概要につきましては、帳票のレイアウトの変更、保険料情報付加機能の改修、新たに子ども・子育て支援金分が創設されたということで、その付加機能の改修。あと、広域連合システム、後期高齢の場合は広域連合でやっていますので、そちらのほうのデータ連携に伴いますインターフェースの適用をするための対応、あとデータ連携等の細部にわたる項目の追加ということでございます。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　これが全国の自治体で行われるかと思うんですけれども、制度の施行というのはいつぐらいから始まるか、お伺いします。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　一応、制度のほうは既にもう始まっておりまして、恐らく国民健康保険でいいますと６月賦課分、７月分の納入分から子ども・子育て支援金分は既に納めていただいていると思いますし、後期高齢者につきましても、７月から子ども・子育て支援金分の納入のほうは始まっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第11、議案第42号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第４３号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第12、議案第43号　「令和８年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境衛生課長、浜川君。

（環境衛生課長・説明）

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。質疑ございませんか。

（「発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第12、議案第43号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎村長発言

○議長（石田隆美智君）　ここで、前田村長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　それでは、今朝方、村長報告の中で触れました特定利用空港に関する説明ということで、７月29日に国土交通省とか防衛省等、また海上保安庁等からの関係者から説明を受けたところでございます。これの件につきまして、資料を参考にしながら説明いたしたいと思います。今朝方とダブる部分もあろうかと思いますけれども、よろしくお願いします。

まず東京都が管理する大島空港、新島空港、神津島空港、八丈島空港、この５空港について、自衛隊や海上保安庁等が国民の生命財産を守る上で緊急性が高いとした場合、またはそのための訓練など、その都度申請しなくても、民生利用に配慮しつつ、ということは民生の利用が優先であるということで、配慮しつつ使用できるようにするものということでございます。

いろいろ説明を受けた中で、質問等も、こちらのほうから各島からも質問したんですけれども、まずこの武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除くということでありまして、有事の

ことではなくて通常の、今も年間に何回か訓練が行われているところですけれども、これらの訓練につきまして、その都度申請をしなくても、年間の予定計画を立てて、その中で利用できるようにというようなことでございます。

また、夜間の訓練は行わない。日中、訓練は日中でということでございます。

各島からの一番、質問事項としては、有事、戦争等の際にも使用をするようになるのかというようなことで質問がありまして、これらについてはそういうことではないということで、相手の国交省のほう等から説明を受けたところでございます。

資料１をご覧いただきたいんですけれども、資料１の総合的な防衛体制の強化に資する取組ということで、名前がこの防衛体制の強化というようなことから、どうも有事に関することではないかというような捉え方をされやすいんではないですかというような、私らのほうからそういうことで、もし文言が変えられるんだったら、文言を変えたほうがいいのではないですかということも言ったんですけれども。どうも枠組みの中の一つとして、この特定利用空港というのがあるということで、これはそのまま使うようなことでございます。

次のページ、２ページになりますが、このインフラ管理者という、これは東京都になりますが、平素において自衛隊、海上保安庁の運用や訓練等による施設の円滑な利用について、関係法令を等を踏まえ、適切に対応する。

次の丸ですが、自衛隊、海上保安庁とインフラ管理者は、国民の生命、財産を守る上で緊急性が高い場合、航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合、ここにまた括弧で書いてありますが、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除くということで、当該施設を利用する総合的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊、海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるように努める。このようなことが書いてあります。

次の３ページをご覧いただきたいんですけれども、この特定利用空港、港湾も含めてですが、現在北海道から沖縄まで、港湾と特定利用空港がこのように示されております。

この中に、東京都、大島から八丈島までの空港も、この中に特定利用空港として組み入れていきたいと、このようなことでございます。

次の４ページでございますが、よくある質問として、クエスチョン１では、この取組は有事を対象とするものですかということでございますが、アンサーでは、この取組は平素における空港、港湾の利用を対象としたもので、武力云々かんぬんの対象とするものではありませんということでございます。

２番目には、特定利用空港・港湾となることで、有事において攻撃目標となるのではないですかということでありますが、自衛隊、海上保安庁はこれまでも民間の空港、港湾を利用しています。今回さらなる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けることとなりますが、そのような枠組みが設けられた後も、自衛隊、海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃の目標とされる可能性が高まるとは言えません。このようなことが説明されております。

あと、５番目のクエスチョンですが、特定利用空港・港湾となることで米軍も利用することとなりますかですが、この枠組みは自衛隊、海上保安庁による利用を対象として、あくまでも関係省庁とインフラ管理者の間で設けられるものであり、米軍が参加することはありませんと、このような説明となっております。

次に、資料の３のクエスチョン１の総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備とはどんなものですかということで聞いておるんですが、これに対して、４ページをご覧いただきたいと思います。

総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備とはどのような取組ですか。回答としては、我が国は、戦後最も厳しい安全保障環境の下に置かれています。この取組は、このような安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、平素から、必要に応じて自衛隊、海上保安庁が民間の空港、港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者、これは東京都になります、との間で円滑な利用に関する枠組みを設けて、これらを使用していくものであるというようなというようなことであります。

次に、クエスチョン９の国民の生命、財産を守る上で緊急性が高い場合または航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合とはどのような場合ですかというようなクエスチョンですが、これは９ページをご覧いただきたいと思います。

９ページのクエスチョン９に対して、回答では、国民の生命、財産を守る上で緊急性が高い場合としては、例えば、災害時において救援部隊の派遣が必要な場合や弾道ミサイルの対処を想定しています。航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合としては、自衛隊、海上保安庁の航空機、船舶に不測事態が発生し、安全を確保する必要がある場合を想定しています。このようなことで回答されておりまして、主なクエスチョンにつきましては、後ほど、どういう内容なのかということを読んでいただければと思います。

総体的に、これは有事、戦争とかそういうところに使うことではなくて、通常の災害時で

あるとか、この前も海上保安庁が、これは港のほうの使用でしたけれども、訓練として使用しましたけれども、そのようなことに使うのが主だということでございます。

ただ、神津島村の場合は別としましても、三宅島のほうが、どうも以前の例えばタッチ・アンド・ゴーですか、米軍の訓練飛行のためにというようなことがあって、この辺について三宅島のほうでは、もっと詳しい、しっかりとした説明が必要なのではないかなということで、当事者の村長が質問をしておりました。

この件に関しましては、国等も、もし各自治体で説明が必要ということであれば、出向いて詳細な説明をしたいと、このように申しておりますので、もしそのようなことで必要ということであれば言っていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（石田隆美智君）　２番、清水君。

○２番（清水勝彦君）　大島から八丈ですね、例えば自衛隊とかそういう航空機が止まれる滑走路があるんですか。特殊なヘリとか特殊な飛行機について、そういう滑走路。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　当然、ジェット機は無理だと思うんですけれども、例えばヘリコプターだとか、こういうものを想定しているようでございます。

（「大島か八丈にはない」との声あり）

○村長（前田　弘君）　大島、八丈島は、もしジェット機が訓練として必要ということであれば、それは可能性はあろうかと思いますけれども、神津島の場合には、そのジェット機が離着陸できるような滑走路はありませんので、小さいところはもうヘリということになりますね。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　この24番の質問で、自衛隊、海上保安庁のニーズのみの場合でも整備を行うのですかというところで、自衛隊や海上保安庁のニーズのみの場合には、自衛隊や海上保安庁の事業として行いますとあるんですけれども、この整備に、神津島の空港の滑走路の整備だったりとか、港湾の整備がこれに当たるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　この整備につきましては、今対象となるところはありません。今、神津のほうでやろうとしている安全帯の部分につきましては、当然国の予算が入ってやるわけですけれども、それ以外に、この訓練のためにというものは特に想定されておりません。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　この資料等は、どこかで住民も見れるようになっているんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　このことに関しましては、まだこれを公開していいとかということでありませんので、その点もし、公開が必要であるということであれば、問合せはしてみますけれども。この資料全般に、全部公開していいということは言われておりません。ただ、夜間の訓練はない、日中の訓練ですということについては公表していいですということで言われております。

それ以外の細かいことは、まだこれが決まったわけではないので、これでやるということではないんですね。これで説明がされて、あとは、これを管理する東京都がこの各自治体から話を聞いて、どういうふうなことで国に対して回答するかと、このようなことになってくると思いますので、現時点ではまだこれを、不確定なものを公表するということではないと思います。

◎延会の宣告

○議長（石田隆美智君）　ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会とし、明日９時30分から再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時３０分）

令和８年９月３日

（第　２　号）

令和８年第３回神津島村議会定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

令和８年９月３日（木曜日）午前９時３０分開議

第　１　認定第　１号　令和７年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定
第　２　認定第　２号　令和７年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
第　３　認定第　３号　令和７年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
第　４　認定第　４号　令和７年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
第　５　認定第　５号　令和７年度東京都神津島村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定
第　６　認定第　６号　令和７年度東京都神津島村農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定
第　７　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

出席議員（８名）

１番	小　林　正吾郎　君	２番	清　水　勝　彦　君
３番	清　水　　勉　君	４番	鈴　木　佑　典　君
５番	関　　真　樹　君	６番	中　村　親　夫　君
７番	鈴　木　国　忠　君	８番	石　田　隆美智　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	前　田　　弘　君	副　村　長	桜　井　隆　明　君
教　育　長	清　水　一　正　君	総　務　課　長 （情報通信課長兼務）	鈴　木　　敦　君
企画財政課長	髙　橋　寛　規　君	福　祉　課　長 （保育園園長兼務）	田　島　孝　二　君

産業観光課長	髙　橋　基　樹　君	建　設　課　長	鈴　木　文　憲　君
保健医療課長	渡　辺　匡　哉　君	環境衛生課長	浜　川　浩　一　君
教　育　課　長	佐　野　弘　明　君	空港消防所長	清　水　　豊　君
代表監査委員	土　谷　良　顕　君		

事務局職員出席者

事　務　局　長	土　谷　文　康　君

傍聴人（１名）

丸　山　幸　雄　君

◎開議の宣告

○議長（石田隆美智君）　おはようございます。

延会を解きまして再開いたします。

会議に入る前に報告します。

本日、代表監査委員である土谷良顕君が出席しております。

（午前　９時２８分）

◎認定第１号の上程、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、認定第１号　「令和７年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定」を議題とします。

審議に入る前に、監査報告を土谷代表監査委員に求めます。

代表監査委員、土谷君。

○代表監査委員（土谷良顕君）　それでは、監査委員を代表いたしまして、ご報告いたします。

決算監査報告書。

われわれ２名の監査委員は、令和８年７月29日、村役場議員控室において、提出された令和７年度神津島村一般会計及び特別会計決算書、簡易水道並びに農業集落排水事業会計決算書に基づき、その記載の正確性、歳入歳出予算の執行状況、金銭管理の適応性等について監査した結果、その収支は適正なものと認める。

令和８年８月15日。

東京都神津島村監査委員、土谷良顕、関　真樹。

東京都神津島村村長、前田　弘殿。

令和７年度、神津島村の決算審査結果でございます。

検査対象は、一般会計令和７年度、特別会計も令和７年度、事業会計も令和７年度でございます。

検査期間は令和７年４月１日から令和８年５月31日でございます。事業会計（２会計）は令和７年４月１日から令和８年３月31日までとなっております。

審査の概要でございますが、提出された令和７年度一般会計及び特別会計（４会計）、事業会計（２会計）それぞれの決算書の計数の確認、歳入歳出決算書及び事項別明細書の収支

科目、予算計上額の確認をした。また、予算書の予算科目、予算計上額の確認をいたしました。

歳入歳出決算書の各会計の実質収支額は、各会計の預金残高及び金融機関の残高証明書と一致していることを確認し、また各基金の保有額についても預金残高と一致していることを確認した。

会計別に事項別明細書により予算の執行状況を確認し、歳入については村税、国保税、使用料等について確認をした。

４、審査の結果。

審査に付された令和７年度の一般会計及び特別会計（４会計）、事業会計（２会計）それぞれの決算書等について、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書等は適正に作成され、内容について審査したところ計数は会計諸帳簿と符号し適正であると認めました。

以下、詳細につきましてはお手元にございます資料をご確認いただきたいと思い、今回朗読のほうは時間の関係で省略させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石田隆美智君）　ご苦労さまでした。

報告が終わりました。

令和７年度の決算書は、事前に配付されておりますので、説明は省略いたします。

それでは、一般会計の歳入歳出全款にわたり質疑してください。

質疑ございませんか。

１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　61ページです。総務費の財産管理費、委託料、廃棄物処理委託料、これ当初で460万円計上されていたのですが、実績が58万円ですね。これだけ安く上がった理由を伺います。

○議長（石田隆美智君）　総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木　敦君）　ＰＣＢ廃棄物の搬出をずっと計画をしていたのですけれども、下田便での搬出ルートしか選択できず、数回チャレンジしたのですが、結局令和７年度に搬出することができず、そのまま不用額として残ってしまったものでございます。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　５ページのところの歳入の固定資産税、不納欠損34万7,400円。こちらは毎年、沢尻のホテルかと思うのですけれども、こちらの内容の説明と今後の計画についての説明を求めます。

○議長（石田隆美智君）　企画財政課長、髙橋君。

○企画財政課長（髙橋寛規君）　ご指摘の不納欠損につきましては、沢尻ホテル３法人の税額となっております。

今後の計画といたしましては、早くて令和12年ぐらいを目安に、跡地の有効活用ができないかというところで、今、東京都と検討を進めているところでございます。具体的には、将来的に村が用地、建物を取得し、取り壊した後、民間事業者のほうで早くて令和12年度の事業展開ができればというところで、具体の検討を進めているところでございます。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　101ページです。衛生費、塵芥処理費のところで、補償補塡及び賠償金177万６千円全額不用額となっています。理由を伺います。

○議長（石田隆美智君）　環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君）　これにつきましては、清掃センターの接触事故に伴う補償補塡及び賠償金の不用額となります。

清掃センターの接触事故につきましては、ただいま弁護士案件となっております。令和７年10月に、本件書面に対する認否等の書面を村の弁護士から相手の弁護士に郵送しましたが、その後、相手より返答がありません。これにつきましては、村のほうについても、令和８年１月、４月、８月に確認を行いましたが、いずれも相手からの返答がないとの回答をいただいております。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　47ページの雑入のところなんですけれども、備考欄のところのライドシェア運賃収入49万9,140円、当初予算では1,241万７千円でした。こちらの要因についての説明を求めます。

○議長（石田隆美智君）　産業観光課長、髙橋君。

○産業観光課長（髙橋基樹君）　ライドシェアの当初予算の収入の予算が1,241万７千円ということで、実際には最終予算として67万５千円になりました。

これの要因ですが、まずライドシェアを開始する時期が８月からとなってしまいましたこと、それから15台のライドシェアのドライバーさんに稼働を予定していただいていたのです

が、実際には３台ほどの稼働の状況となっております。

あわせて、一番収益を見越していた繁忙期に始めたことによって、収益の高い時期を逃してしまったというのが要因ではないかと考えております。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　172、173ページです。諸支出金、公営企業費です。公営企業出資金です。

簡易水道の補助金が4,900万円と、集落排水の補助金が4,200万円となっていますけれども、それぞれ簡易水道の決算書と集落排水の決算書を見ますと、一般会計の補助金がそれぞれ簡易水道のほうが2,800万円、集落排水が1,600万円と金額が違うんですけれども、これはなぜ金額が違ってくるのかを伺います。

○議長（石田隆美智君）　環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君）　すみません、ちょっと調べさせていただきます。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　さらに、補正で840万円追加した上で、不用額で2,200万円となっているのですが、この不用額2,200万円の理由を伺います。

○議長（石田隆美智君）　環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君）　不用額の原因につきましては、第２配水池計装新設工事について、東京都の補助金の割当計画変更に伴い、事業費のほうが３分の２ほど減ってしまったことが不用額の原因となります。この事業費については、令和８年度で実施することとなっております。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　143ページ、消防費のところの災害対策費です。

負担金補助及び交付金のところの不用額150万１千円、これは令和７年度に初めて当初予算からついたものだと思うのですが、こちらの不用額についての説明を求めます。

○議長（石田隆美智君）　総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木　敦君）　この不用額については、危険家屋除却補助金という形で計上させていただきましたけれども、除却に至らず、未執行となってしまったものでございます。個別の名称については、差し控えさせていただきます。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　これは危険家屋がやる予定だったのができなくなったという、そうい

うことなんですか。

○議長（石田隆美智君）　総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木　敦君）　そういうふうに認識しております。予定はしていましたが、除却に至らなかったという理解でございます。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

３番、清水君。

○３番（清水　勉君）　123ページの土木総務費の負担金補助及び交付金、ここでは649万７千円の不用額、高額な不用額が計上されているんですけれども、これは急傾斜地対策事業負担金の中の残額ということで理解していいですか。

○議長（石田隆美智君）　建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君）　では、不用額についてご説明させていただきます。

この不用額につきましては、七軒町急傾斜地崩壊対策事業負担金について、都事業契約額の10％となり、当初予算では2,360万円を計上し、その後、昨年10月の段階で3,997万９千円となり補正を行いましたが、最終的な請求金額は、都事業契約変更等により3,350万280円となりました。この差額647万8,720円が主な不用額の要因となります。

○議長（石田隆美智君）　３番、清水君。

○３番（清水　勉君）　失礼しました。133ページだったのですが、この649万７千円を残したという、不用額にしたということは、これは減額が、例えば最終補正までできなかったということなんでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　建設課長、鈴木君。

○建設課長（鈴木文憲君）　ご指摘のとおり、請求が決まって、金額確定が最終補正後になってしまったので、不用額として残ってしまいました。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

７番、鈴木君。

○７番（鈴木国忠君）　145ページ、教育費です。

教育委員会費の旅費で22万５千円予算計上しておいてあるのですが、全額未執行になっているんですよね。理由を説明願います。

○議長（石田隆美智君）　教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君）　それでは、理由についてお答えいたします。

こちらは教育委員の旅費として予算を立てておりました。年度末に、新しく大島にできた

学生寮を視察に行けたらなというふうに考えていたのですが、残念ながら日程が合わず、未執行となってしまいました。こちらは４名分の委員の旅費です。

○議長（石田隆美智君）　７番、鈴木君。

○７番（鈴木国忠君）　年度末ぎりぎりまでの予定だったのか、それでなければ、通常の考えをすれば、当然、減額する時間はあるわけですよね。それができなかったということが、今の説明の中で理解していいんですかね。

○議長（石田隆美智君）　教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君）　こちらの大島の学生寮が完成したのが年度末に近い時期だったので、そちら完成した後に見に行こうという計画を立てておりまして、そちらで都合がつかなかったということになっています。

○議長（石田隆美智君）　７番、鈴木君。

○７番（鈴木国忠君）　169ページの教育費ですけれども、学校給食総務費の旅費、これにおいても15万円計上しておきながら、全額未執行になっていると。同じような考え方になるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君）　こちらにつきましても、こちらは年間通して行けるときに、大島のほうに研修に行きたいという、調理員たちの要望がありまして、最終補正の段階でも確認はしたんですが、まだ行けるチャンスがあるかもしれないということで、一応残しておいたんですが、残念ながら不用額となってしまいました。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　先ほどの公営企業費の話を聞きたいんですけれども。調べるって。

（「休憩になってからでよろしいでしょうか」の声あり）

○１番（小林正吾郎君）　今決まっちゃいそうですよね。

○議長（石田隆美智君）　今決まっちゃうと、ということですね。

ここで暫時休憩にいたします。

（午前　９時５０分）

○議長（石田隆美智君）　休憩を解きまして再開いたします。

（午前１０時０４分）

○議長（石田隆美智君）　環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君）　先ほど１番議員さんからご質問ありました173ページの一般会計補助金の内訳についてご説明いたします。

決算書のほう、ちょっとまだ議題に入っていないんですけれども、簡水のほうの決算書を見ていただくと分かるんですけれども、６ページ、３条と４条、22ページになるんですけれども、それぞれの一般会計の合計の数字がここの数字に入ってきます。

今後、決算書のほう、事業会計のほう、ちょっと見にくいと思いますので、その辺はちょっと改善しながらやっていきたいと思います。

集落排水についても同じような回答になりますのでご了承ください。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　今ので分かりました。ありがとうございます。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第１、認定第１号については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

◎認定第２号～認定第６号の上程、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　ここでお諮りします。

日程第２、認定第２号　「令和７年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」から日程第６、認定第６号　「令和７年度東京都神津島村農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定」までを一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、認定第２号から認定第６号までを一括上程することに決定しました。

特別会計及び事業会計についても、決算書が事前に配付されておりますので、説明は省略します。

それでは、認定第２号から認定第６号までを歳入歳出全款にわたり質疑してください。

１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　２号の国保です。14ページ、15ページ、総務費の保険給付費、一般被保険者療養給付費です。

当初が１億６千万円ですね。補正予算が３月の最終補正で840万円増えているんですが、最後、不用額で2,300万円になっています。このあたりの流れを伺います。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

保険給付費のほう不用額が生じる理由といたしましては、基本３ページの歳入の普通交付金とこちらのほう、対をなすものでございます。

もともと補正の段階で２月、３月の受診の見込みを立てて、こちらのほうの補正を組むわけなんですけれども、３月に国保連のほうから概算請求で保険給付費の請求が参るわけですけれども、一時的に取りあえず概算ですので、前年度の実績とか当該年度の実績を踏まえての請求になるとは思うんですけれども、幾ら請求が来るかというのはほぼ確定はしていないというのが現状で、今回の資金の流れを見ますと、仮にこの補正がなかったとしたら不用額100万円程度で済んだという話なんですけれども、これがあることによって、たまたま補正をすることによって、綱渡り的な財政運営をしなくて済むと。今回2,300万円というのは、その後４月に実績に基づいて、国保連のほうから戻入が来るというようなことで2,300万円の不用額が生じたというような結果になっております。

どちらにしましても、年度をまたぐ資金精算とか制度上の運用のプロセスに起因する一時的な差額というか不用額ということなので、適切な資金管理に努めた結果、生じるものというふうに理解しておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君）　１番、小林君。

○１番（小林正吾郎君）　この３月補正のときは都の支出金が840万円入って、そのまま丸々計上していたんですけれども、これ例えば一般会計と組替えとかして相殺していても、不用

額1,500万円程度で収まっていたと思うんですよね。その支出済額、使った金額というのが１億4,500万円で不用額1,500万円だとすると10％程度残したということで、それでも余裕があったのではないかなと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　先ほど説明でちょっと漏れたんですけれども、この保険給付費と、先ほど言いました普通交付金、対をなすものということで、こちらのほうの差額が大体１千万円くらいあるわけなんですけれども、こちらのほうの差額については、令和８年度で返還させていただくというような流れを取っております。

こういう言い方をしたら大変申し訳ないのですが、結果としてたまたま不用額として残ったということなんですけれども、２月、３月、インフルエンザとかそういったものが蔓延したりとか、突発的な大きな医療費等かかるようなことがありましたら、足りなかったというような現状にもなりかねませんので、その辺はちょっとご理解のほうをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　認定第５号の簡水のほうでお伺いします。

17ページなんですけれども、令和７年度の有収率が51.4％、令和７年度だと63.3％です。この有収率の下がっている要因について説明を求めます。

○議長（石田隆美智君）　環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君）　有収率についてなんですけれども、少し調べさせていただきます。

○議長（石田隆美智君）　３番、清水君。

○３番（清水　勉君）　２号の国民健康保険特別会計の９ページ、一般被保険者国民健康保険税で、１節から３節まで、これは収入未済額になっているんですけれども、この理由と、その下の４節から６節まで不納欠損、これは前年度繰越金となっていたのが全額不納欠損になっているんですけれども、この理由の説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　ただいまの質問にお答えします。

先ほどの収入未済額につきましては、昨日の補正予算のほうでも計上させてもらいましたが、１名分の滞納繰越分になっております。

不納欠損につきましては、昨年度もこの会議で同じような説明をさせていただいたと、私

もちょっと記憶があるんですけれども、地方税法第15条の７、第４項、こちらは納税義務の消滅ということで、対象者の方は生活保護を受けている方なので、必然的に納税義務のほうが消滅します。

それが一応俗に言う３年ルールで、３年間そういう状態にあって、支出の回復が見込めないような状態にあれば、不納欠損をしなければならないというのが税法上決まっておりますので、それと併せまして、神津島村税等不納欠損処分取扱規則第３条に基づきまして、不納欠損をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君）　３番、清水君。

○３番（清水　勉君）　その不納欠損の理由の中に、生活保護に去年なったわけですよね、生活保護が去年になったのが去年ではない、令和６年度なんですかね。令和７年度に新たに生活保護になった方が不納欠損として、これ全額ではないですけれども、上がってきているということですか。

○議長（石田隆美智君）　福祉課長、田島君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（田島孝二君）　ただいまの質問にお答えします。

令和７年４月29日に不納欠損しておりますので、先ほどの説明ではないですけれども、３年間生活保護の状態にあったというようなことで、それから３年前ですので、令和４年ですか、令和４年のときに生活保護になって３年が経過したので、不納欠損をさせていただいた。それは地方税法上に決まっているルールでございますので、それに適用して、それを適用させていただいたということでございます。

○議長（石田隆美智君）　環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君）　先ほど４番議員から質問がありました有収率についてなんですけれども、主な原因としては、漏水して修繕をかけたり、あとは管路自体の老朽化が激しくて、今、改修工事のほうをしていると思うんですけれども、そちらのほうで管路に対する償却資産のほうが低くなっているということで、これは下がっております。

○議長（石田隆美智君）　質疑の途中ですが、10時35分まで休憩といたします。

（午前１０時１５分）

○議長（石田隆美智君）　休憩を解きまして再開いたします。

（午前１０時３５分）

○議長（石田隆美智君）　ただいま、認定第２号から認定第６号までの質疑の途中でしたので、質疑をしてください。

４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　認定第５号の簡水のところでお伺いします。

14ページの簡易水道事業報告書の一番下のところで、経常収支比率、令和６年度では103.5％、令和７年度だと75.7％、27.8％の減になっています。こちらの要因についての説明を求めます。

○議長（石田隆美智君）　環境衛生課長、浜川君。

○環境衛生課長（浜川浩一君）　まず、経常収支比率、これにつきましては、現金ベースで役場の経常的な利益となります。令和６年に対して令和７年、27.8％減になっているこの原因なんですけれども、これについては令和７年度から水道料金の基本料無償化に伴うマイナスとなっております。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

認定第２号から６号まで１件ずつ順にお諮りします。

日程第２、認定第２号　「令和７年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第３、認定第３号　「令和７年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第４、認定第４号　「令和７年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第５、認定第５号　「令和７年度東京都神津島村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第６、認定第６号　「令和７年度東京都神津島村農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第７、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告」として、同法第３条に基づく健全化判断比率及び同法第２条に基づく資金不足比率について、土谷代表監査委員に報告を求めます。

代表監査委員、土谷君。

○代表監査委員（土谷良顕君）　それでは、議長の指名によりまして、財政指標の審査結果につきましてご報告いたします。

地方公共団体健全化に関する法律第３条及び第22条の規定に基づき、令和８年８月19日、関監査委員とお手元に配付しております会議資料を基に、令和７年度決算における「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」「資金不足比率」の５項目について、算定の基礎となる事項及び指標の審査を行いました。

その中で、本村の対象となる実質公債費比率は3.6％、将来負担比率はマイナス164.6％と、いずれも早期健全化基準以下であり、適正であることを確認いたしました。

また、その他の比率及び収支についても書類の審査を行い、各比率とも適正であることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（石田隆美智君）　ご苦労さまでした。

報告が終わりました。

引き続き、前田村長に報告を求めます。

村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　それでは、地方公共団体財政健全化に関する法律に伴う報告をさせていただきます。

平成19年６月22日に公布された地方公共団体財政健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は、決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて健全化判断比率を議会に報告し、住民に公表することとなっております。

総務省は、地方自治体の財政破綻を認定する際の基準を示し、従来、破綻認定とされた財政指標だけでは実態を把握できないため、新たに健全化判断比率として四つの財政指標、これは「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」並びに公営企業会計、神津島村におきましては集落排水会計、簡易水道会計、この経営状態を判断するための資金不足比率に基づいて、各地方公共団体の財政状況を把握するよう規定されております。

指標が早期健全化基準を上回った自治体は速やかに健全化計画を策定する義務を負い、翌年度からその計画に基づいて歳出削減を進めなければならなくなり、財政再生基準を上回った自治体は財政が破綻に当たると認定され、地方債の発行が制限され、予算の変更を国が勧告できるようになるなど、国の管理下に置かれる色彩が強まってきます。

本村におきましても、報告義務に基づく健全化判断比率と資金不足比率並びにその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付した結果、監査報告のとおり、健全化判断比率内であることを報告いたします。

今後の推移といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、これまでどおり赤字決算になることは考えにくいですが、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、令和５年度に借入れを行った清掃センター施設整備更新工事による一般廃棄物処理事業債が令和８年度より償還開始となることから、今後も比率の上昇が予測されるところでございます。

さらに、地方交付税及び特別交付税におきましても、今まで以上に厳しい状況が予想されるため、神津島村としても、より一層の歳入財源の確保、経常経費の削減を実施するとともに、基金の積立て、確保を図らなければならないと考えております。

各種基金の残高ですが、財政調整基金残高は令和７年度末で13億7,235万円となっております。令和６年度末の残高から１億2,325万円の積み増しとなっております。減債基金では５万円の積立てを行い、残高は２億7,918万円、公共施設整備基金では５万円の積立てを行い、残高は６億480万１千円、ふるさとづくり基金では133万５千円の取崩しを行い、残高は１億4,311万１千円となり、令和７年度末の基金残高は合計で前年比１億2,206万５千円の増、合計で24億778万２千円となったところです。

今後実施予定としている大規模な事業の計画的な実施に向けまして、引き続き安易な基金の取崩しはせず、確実な財政運営が求められるところでございます。

なお、神津島村の令和７年度決算に基づく財政指標につきましては、会議資料として皆様に提出しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田隆美智君）　ご苦労さまでした。

ここで、行政報告に対する質問がございましたら質疑してください。

４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　８月25日に東京都町村長会議、ウェブ会議で、ごみの広域化の計画についての話だったと思います。こちらのほうの説明をもう一度、すみません、お願いします。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　これは、昨日も報告、説明したところでございますが、東京都環境局が、ごみ処理の長期広域計画、この策定を令和９年度で行うと予定しております。

この計画が、令和32年度まで、ですから2050年までの計画ということになります。島しょのほうから、この計画の中に、島しょ部のごみの処理の問題も入るのか、また広域的に島しょ部の広域、もしくは内地との区とかの広域も考えられるのかというような質問が出たところです。

その中で、東京都のほうは、一応そういうことも考慮して考えていますと、そういう形で計画もつくっていきたいということでございました。

○議長（石田隆美智君）　４番、鈴木君。

○４番（鈴木佑典君）　では、島しょ部のごみも、もしかしたら広域化で東京都に搬出する可能性も、この計画があるかもしれないということでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田　弘君）　私ども、島しょ町村長は、そのようなことで質問したわけでござい

ます。

そういうことも考慮していると、考えていますということでは答弁がありましたけれども、ただ実質それが、出たごみを内地に運ぶのかとか、どういうふうに運ぶのか、そういうような厳しい問題が当然あろうかと思いますけれども、ただ、都のほうとしては、そこら辺も踏まえた上での計画づくりをしているということでした。

この広域化の実現に向けて、各島のほうとも、各町村長と協力しながら、なるべくこの島しょ内のどこかに運ぶとか、もしくは内地に運ぶとかというようなことを島しょ部のほうからは強く提案していきたいなと、このように思っています。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君）　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

◎散会の宣告

○議長（石田隆美智君）　ここでお諮りします。

本日の会議はこれで散会とし、以後しばらく休会したいと思います。

再開の日程については、後日お知らせしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって本日はこれで散会といたします。

お疲れさまでした。

（午前１０時５７分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

令和　８年１１月　４日

議　　長　　石　　田　　隆 美 智

署 名 議 員　　鈴　　木　　国　　忠

署 名 議 員　　小　　林　　正 吾 郎

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

議案等審議結果一覧

議案等審議結果一覧

令和８年第３回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第　３号	神津島村教育委員会教育委員の任命について	８．９．２	原案同意
議案第３６号	神津島村道路法面改修工事（村道１４号線）請負契約	〃	原案可決
議案第３７号	村道１号線道路改修工事請負契約	〃	〃
議案第３８号	神津島村手数料条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第３９号	令和８年度東京都神津島村一般会計補正予算（第２号）	〃	〃
議案第４０号	令和８年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	〃	〃
議案第４１号	令和８年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	〃	〃
議案第４２号	令和８年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃	〃
議案第４３号	令和８年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算（第１号）	〃	〃
認定第　１号	令和７年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定	８．９．３	原案認定
認定第　２号	令和７年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
認定第　3号	令和７年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定	８．９．３	原案認定
認定第　4号	令和７年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第　5号	令和７年度東京都神津島村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第　6号	令和７年度東京都神津島村農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定	〃	〃